片　品　村　高　齢　者　福　祉　計　画
第８期片品村介護保険事業計画

令和３年３月

片　品　村

目 次

第１章　総論 1
1　計画策定の趣旨 1
2　計画の法的根拠と位置づけ 2
3　第８期計画のポイント 3
4　計画の期間 5
5　計画の策定体制 5
第２章　高齢者等の現状 6
1　高齢者人口の推移 6
2　介護保険の状況 9
3　高齢者の推計 14
4　アンケート調査結果 16
5　計画の策定に向けた課題 24
第３章　計画の基本的な考え方 26
1　基本理念 26
2　基本目標 27
3　施策の体系 28
第４章　施策の展開 29
基本目標１　高齢者施策の推進 29
基本目標２　地域支援事業の推進 33
基本目標３　地域包括ケア体制の推進 37
基本目標４　介護保険制度の適正な運営 43
第５章　介護保険事業計画 45
1　居宅介護サービスの実施状況及び見込み量 45
2　地域密着型サービスの実施状況及び見込み量 51
3　施設サービスの実施状況及び見込み量 54
4　見込み量確保のための方策 56
5　介護保険事業費の算定 57
第６章　計画の推進に向けて 63
1　計画の推進体制 63
2　計画の達成状況の評価・点検 64
3　介護サービス情報の公表に関する事項 64
資料編 65
1　片品村介護保険運営協議会 65
2　用語解説 68

第１章　総論

１　計画策定の趣旨

わが国は現在高齢化が進行しています。令和７年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳以上となり、少子化との並行による高齢者割合の上昇や高齢者のみで構成された世帯数の増加等、高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

国においては、令和７年に向けた地域の将来を見据えて、第６期（平成 27 年度～平成 29 年度）計画以降、地域包括ケアシステム構築のための取り組みを継承・発展することを目指しています。第８期計画では、地域社会全体の在り方として、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指すとともに、現役世代が急減することが見込まれている令和 22 年（2040 年）を念頭に置いた取り組みを推進することとなります。

本村においては、平成 30 年に「片品村高齢者福祉計画・第７期片品村介護保険事業計画」を策定し、「高齢者施策の推進」「介護予防事業の推進」「地域包括ケア体制の推進」「介護保険制度の適正な運営」を基本目標に掲げ高齢者介護施策を進めてきました。引き続き、高齢者が安心して地域で生活を続けていくことができるよう、これまでの各施策の検証や課題抽出を行い、本村の高齢者介護施策の総合的な方向性等を示すものとして「片品村高齢者福祉計画・第８期片品村介護保険事業計画」を策定します。

２　計画の法的根拠と位置づけ

（１）法的な位置づけ

「高齢者福祉計画」は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８に基づく、確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保を定めた計画です。

「介護保険事業計画」は介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条に基づく、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するために、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることを定めた計画です。

市町村は両者を一体のものとして策定することが義務づけられています。

本村では、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をこれに位置づけています。

（２）関連計画との関係

本計画は、本村の最上位計画となる「総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「地域福祉計画」の個別計画として位置づけられ、本村における高齢者福祉に関する基本的な考え方及び施策を示すものです。

また、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進計画）」をはじめとした各種関連計画と調和を保った計画として策定するものです。

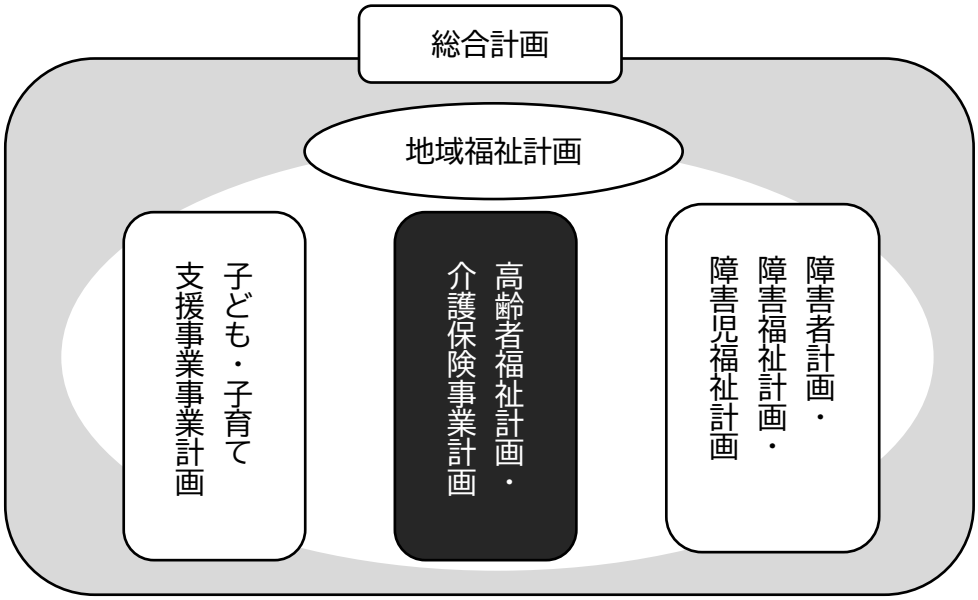

3　第８期計画のポイント

本計画は、国から示された制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

（１）介護保険制度改革のイメージ

令和 22 年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。

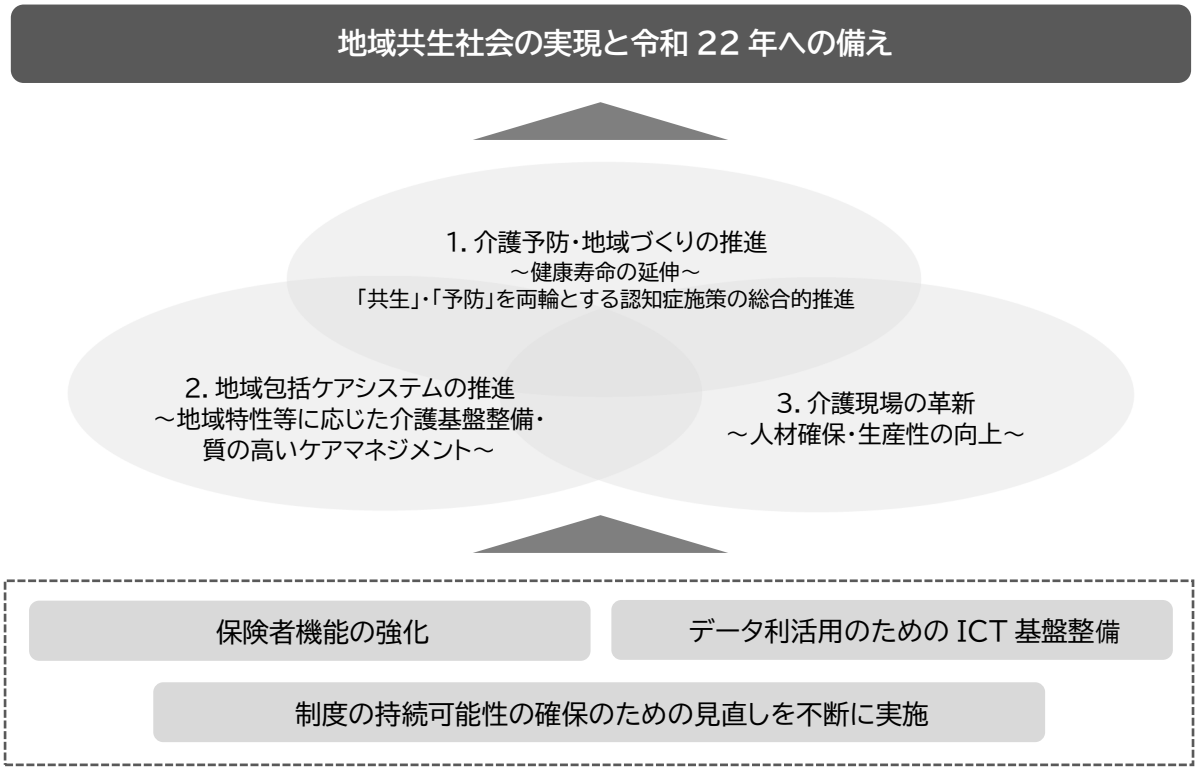

（２）第８期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

①令和7年・令和 22 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が 75 歳以上となる令和７年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年に向け、介護需要の見込みに合わせたサービス基盤整備等、中長期的な視野に立って、具体的な取り組み内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

②地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要である。

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが必要である。

④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、質の確保や適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。

⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援等に関する施策を推進する。

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取り組み方針等を記載し、都道府県と市町村が連携しながら進めることが必要である。また、総合事業等の担い手を確保する取り組みや、介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICT の活用の推進等による業務の効率化の取り組みを強化することが重要である。

⑦災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等との連携による防災や感染症対策に関する周知啓発や研修等の実施、関係部局との連携による介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備、都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築することが重要である。

４　計画の期間

本計画は、令和３年度から令和５年度の３か年とします。この計画に基づき、３か年の第１号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

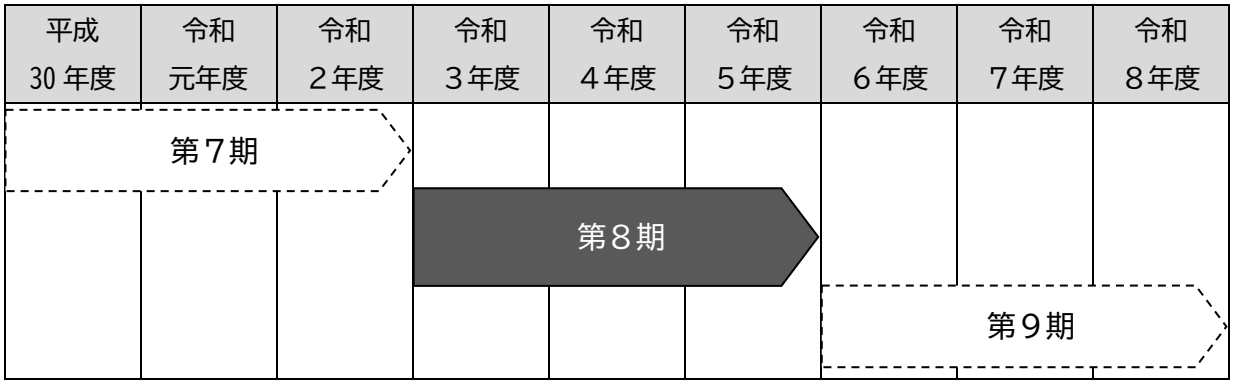

５　計画の策定体制

（１）片品村介護保険運営協議会

本計画は、保健福祉課が事務を担当し、事業者、医療関係者及び公益関係者並びに被保険者代表の 14 名で構成する「片品村介護保険運営協議会」において、現状の確認等、審議・検討を行いました。

（２）日常生活圏域ニーズ調査

本計画策定の基礎資料を得るため、村内の要介護認定を受けていない 65 歳以上の一般高齢者及び要支援認定者を対象に日常生活圏域ニーズ調査を行いました。

調査結果の概要は、16 ページ以降に掲載しています。

第２章　高齢者等の現状

１　高齢者人口の推移

（１）人口構造と推移

総人口は近年減少傾向にあり、令和２年で 4,305 人となっています。

介護保険の第 1 号被保険者である 65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、令和２年で 1,705 人となっています。また、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は一貫して増加しており、令和２年で 39.6%となっています。

一方、65 歳未満の人口は令和２年で 2,600 人となっており、減少傾向にあります。

■年齢4区分別総人口の推移と高齢化率

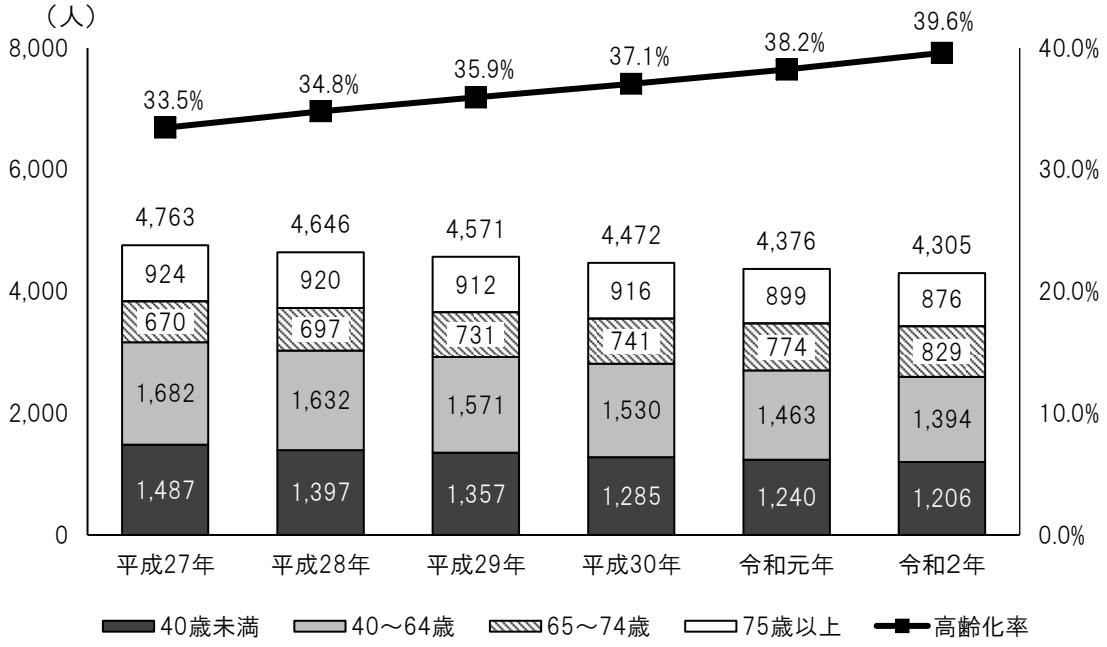

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	4,763	4,646	4,571	4,472	4,376	4,305
40歳未満	1,487	1,397	1,357	1,285	1,240	1,206
40～64歳	1,682	1,632	1,571	1,530	1,463	1,394
65歳以上	1,594	1,617	1,643	1,657	1,673	1,705
65～74歳	670	697	731	741	774	829
75歳以上	924	920	912	916	899	876
高齢化率	33.5%	34.8%	35.9%	37.1%	38.2%	39.6%

資料：保健福祉課（各年9月末現在）

（２）高齢者人口に占める 75 歳以上の状況

高齢者人口のうち、75 歳以上の人口（後期高齢者人口）は令和２年で 876 人となっており、高齢者人口に対する割合は 51.4%となっています。高齢者人口に対する 75 歳以上の人口の割合は、75 歳以上の人口の減少と、65～74 歳の人口（前期高齢者人口）の増加により減少傾向にあります。

■高齢者人口の内訳

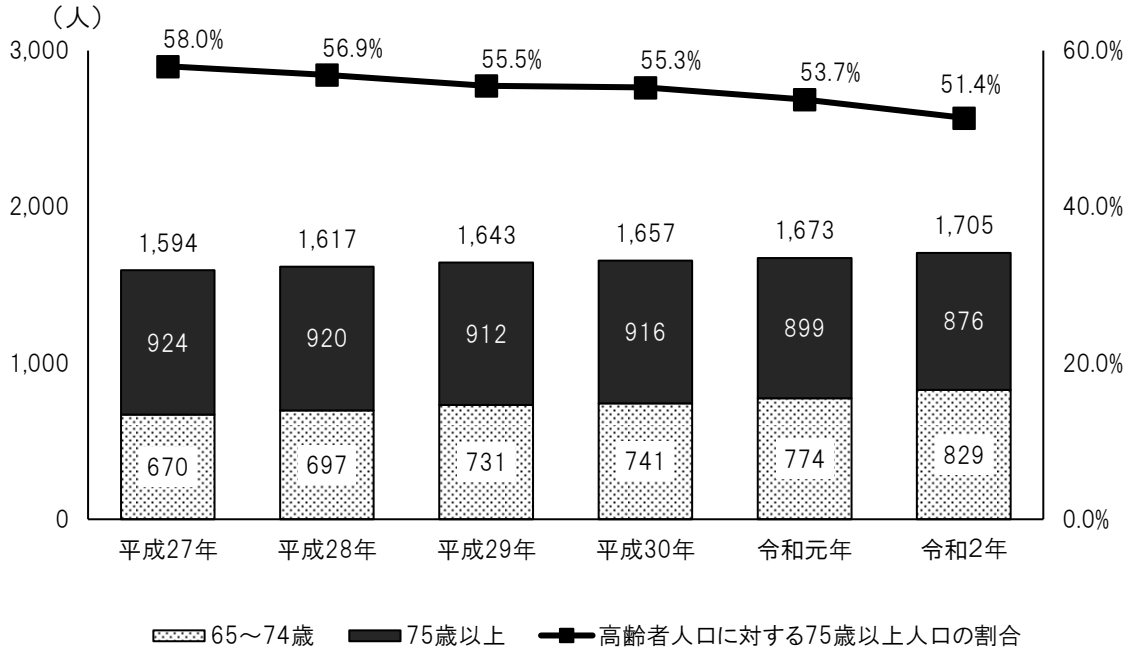

資料：保健福祉課（各年9月末現在）

（３）高齢者人口に関する全国・群馬県との比較

高齢化率を全国・群馬県と比較すると、令和２年で 39.6%と全国より 11.7 ポイント、群馬県より 10.3 ポイント高くなっています。全国・群馬県平均と比べて高齢化が著しく進行していることが分かります。

■高齢化率の推移

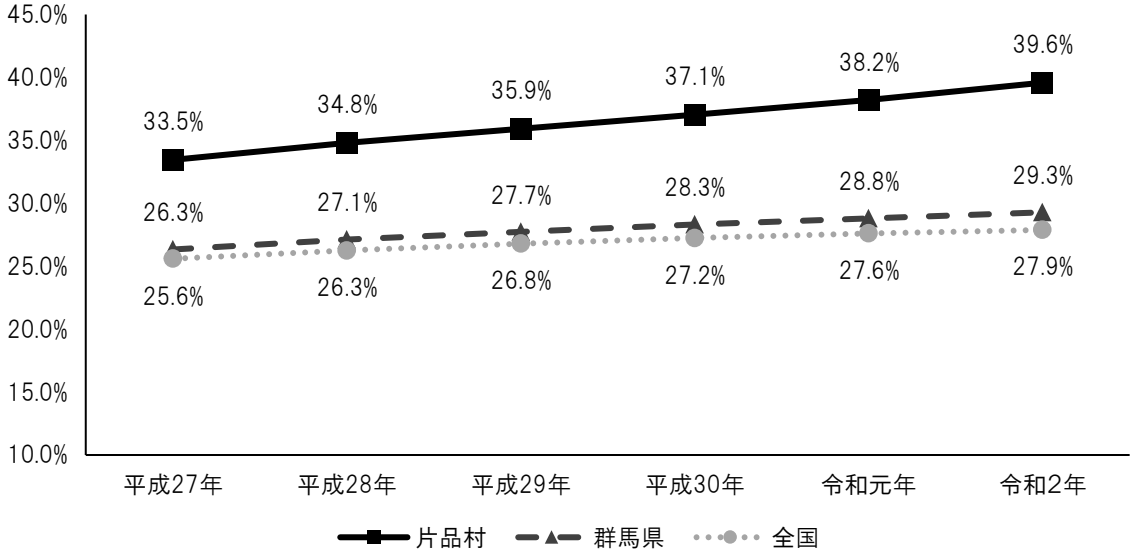

資料：住民基本台帳（片品村：各年9月末現在、全国・群馬県：各年1月1日現在）

総人口に占める 75 歳以上の人口の割合を全国・群馬県と比較すると、令和２年で 20.3%と全国より 6.0 ポイント、群馬県より 5.5 ポイント高くなっています。全国・群馬県平均と比べて総人口に占める 75 歳以上の人口が多いことが分かります。

■総人口に占める 75 歳以上人口の割合の推移

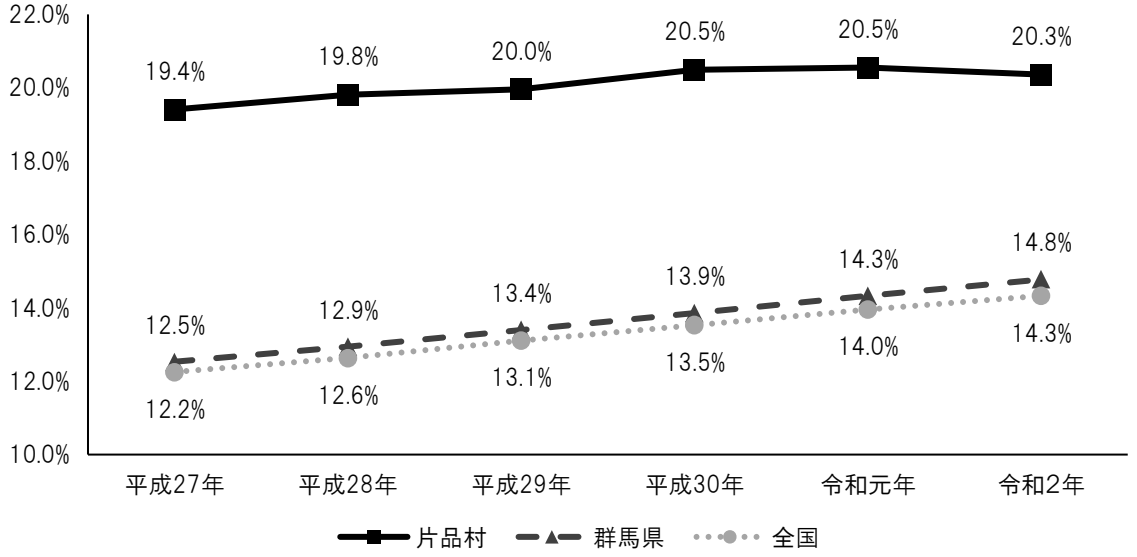

資料：住民基本台帳（片品村：各年9月末現在、全国・群馬県：各年1月1日現在）

２　介護保険の状況

（１）要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は平成 27 年から令和２年にかけて増加傾向にあり、令和２年で 347 人となっています。

要支援・要介護度別にみると、令和２年で要介護１が 77 人と１番多く全体の２割程度を占めています。また、平成 27 年から令和２年にかけて特に要支援１・２が増加しています。

要支援・要介護認定率は平成 27 年から平成 30 年にかけて増加しましたが、令和元年にかけて微減しました。令和２年では再び増加して 20.4%となっています。

■要支援･要介護認定者数の推移

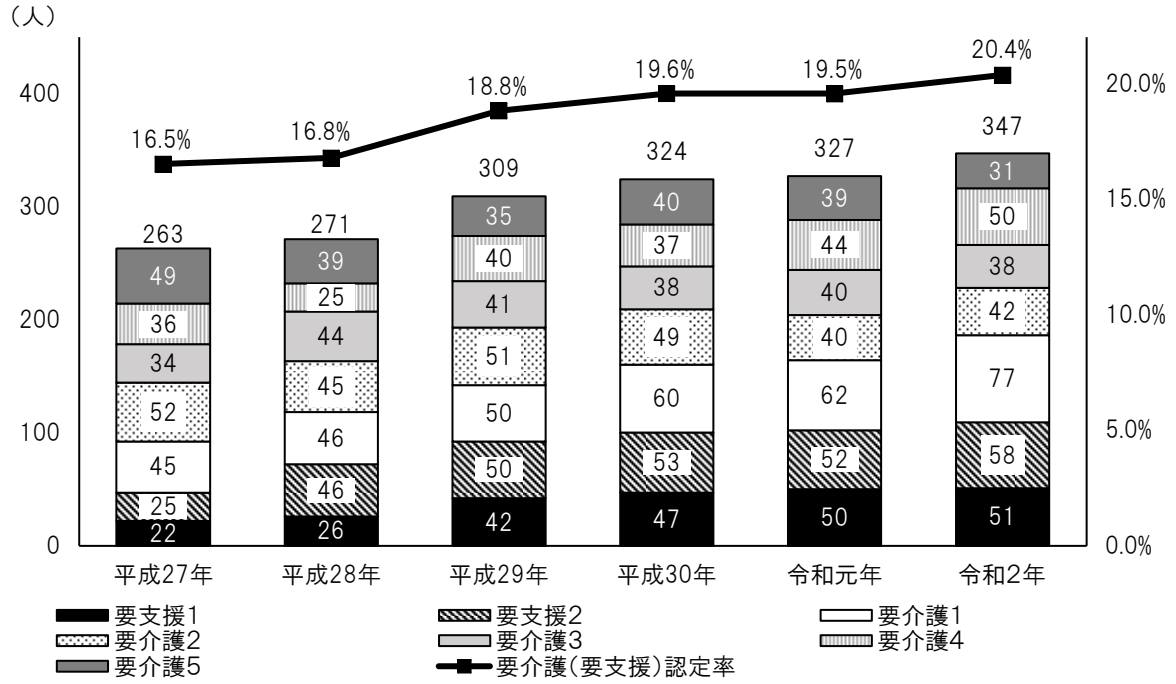

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
65歳以上人口	1,594	1,617	1,643	1,657	1,673	1,705
要支援･要介護認定者数	263	271	309	324	327	347
要支援･要介護認定率	16.5%	16.8%	18.8%	19.6%	19.5%	20.4%
要支援1	22	26	42	47	50	51
要支援2	25	46	50	53	52	58
要介護1	45	46	50	60	62	77
要介護2	52	45	51	49	40	42
要介護3	34	44	41	38	40	38
要介護4	36	25	40	37	44	50
要介護5	49	39	35	40	39	31

資料：介護保険事業報告（各年9月末現在）

（２）介護保険サービス利用者数の状況

介護保険サービス利用者をみると、居宅介護サービスは増加傾向、地域密着型サービスは令和元年まで増加傾向にありましたが、令和２年に減少、施設サービスは増減を繰り返しているものの、減少傾向にあります。令和２年で居宅介護サービスが 179 人、地域密着型サービスが 19 人、施設サービスが 64 人となっています。

■介護保険サービス利用者の状況

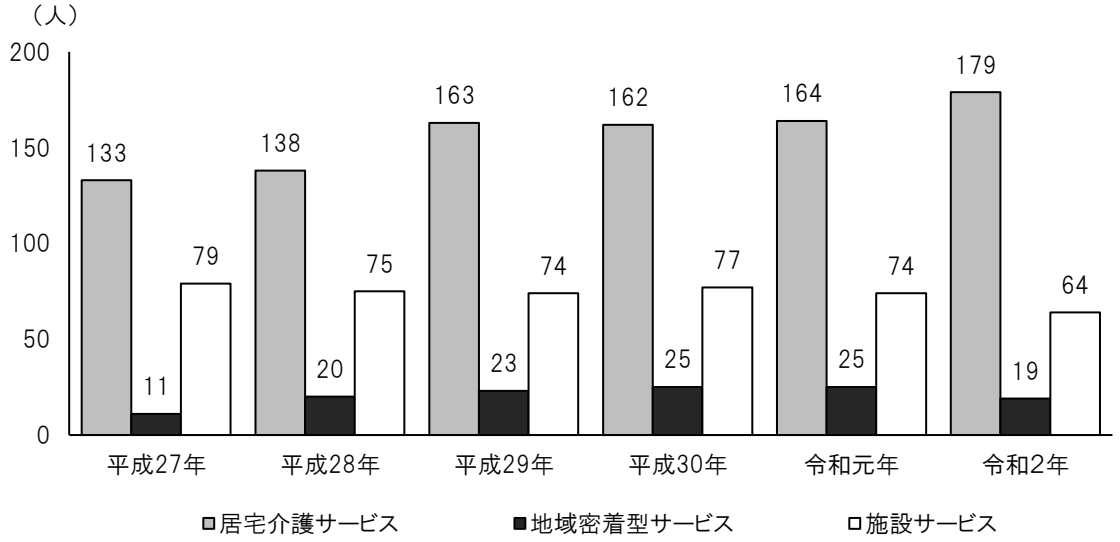

（単位：人）

区　分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
居宅介護サービス	133	138	163	162	164	179
地域密着型サービス	11	20	23	25	25	19
施設サービス	79	75	74	77	74	64
合　計	223	233	260	264	263	262

資料：介護保険事業報告（各年9月サービス分、令和2年のみ7月サービス分）

また、施設サービスの利用者の内訳をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設は増減を繰り返しているものの減少傾向、介護療養型医療施設は平成 29 年以降 0 人となっています。

■施設サービス利用者の内訳

（単位：人）

区　分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
介護老人福祉施設	57	52	56	59	56	49
介護老人保健施設	21	22	18	18	18	15
介護療養型医療施設	1	1	0	0	0	0
合　計	79	75	74	77	74	64

資料：介護保険事業報告（各年9月サービス分、令和2年のみ7月サービス分）

（３）介護給付費の状況

介護給付費は平成 28 年度に一旦減少し、令和元年度まで増加傾向にあります。

令和2年度は見込み値であるため、令和元年度の実績をみると 453,049 千円で、直近5年間で最も多くなっています。平成 27 年度と比較すると、特に地域密着型サービスが大きく増加し、平成 27 年度の給付費の約 2.5 倍となっています。居宅介護サービスは微増、施設サービスは微減しています。

■介護保険サービス給付費の状況

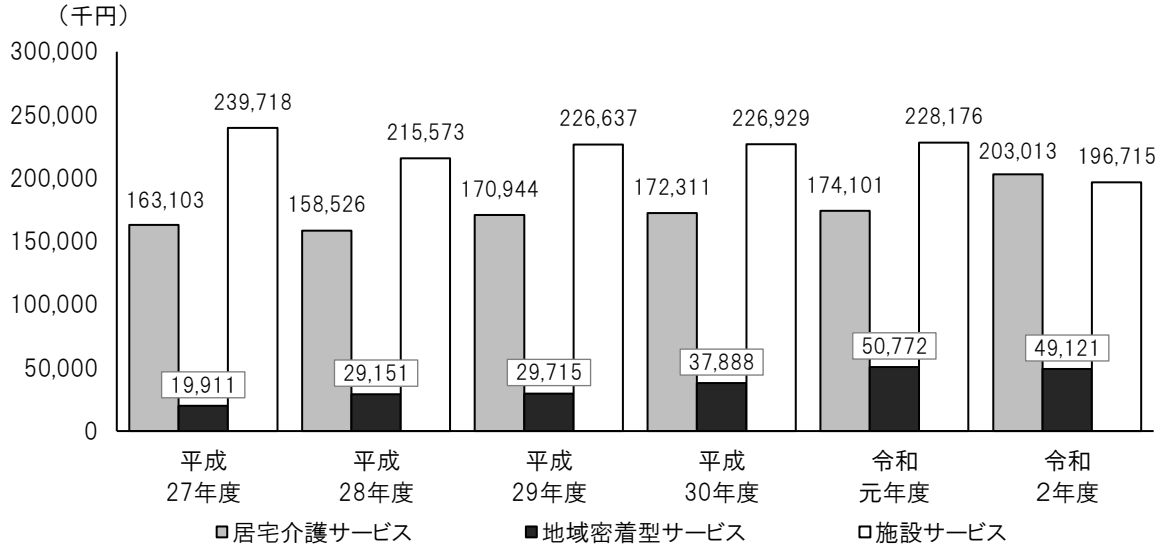

（単位：千円）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護サービス	163,103	158,526	170,944	172,311	174,101	203,013
地域密着型サービス	19,911	29,151	29,715	37,888	50,772	49,121
施設サービス	239,718	215,573	226,637	226,929	228,176	196,715
合　計	422,732	403,249	427,295	437,128	453,049	448,849

資料：介護保険事業状況報告書（年報）

※令和元年度は月報を合算したもの。令和2年度は見込み値。

※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

（４）介護保険に関する全国・群馬県との比較

要支援・要介護認定者の構成比を全国・群馬県と比較すると、要支援１・要支援２・要介護１・要介護４が全国・群馬県に比べて多くなっています。

■要支援･要介護認定者構成の状況

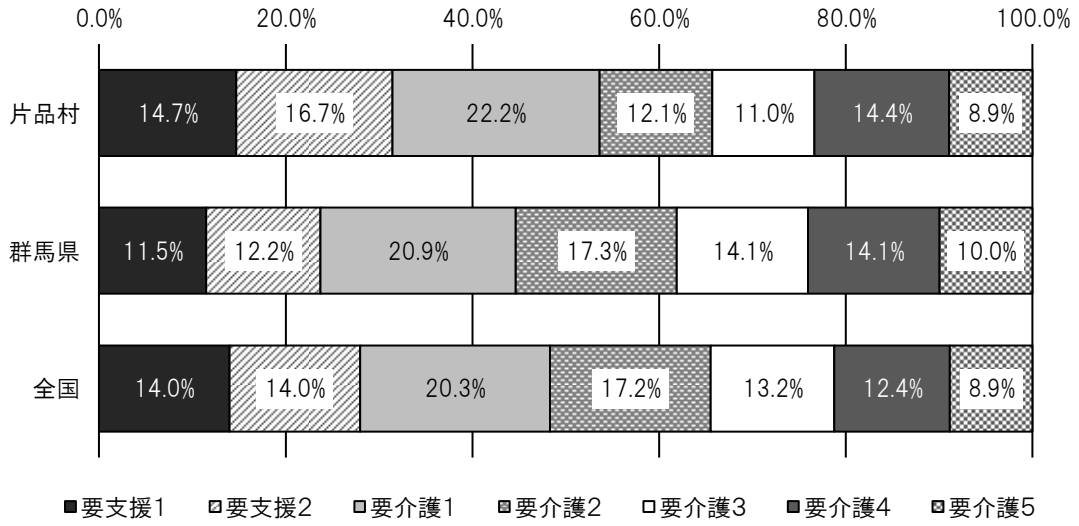

資料：介護保険事業報告（令和2年9月末時点）

要支援・要介護認定率を全国・群馬県と比較すると、平成 28 年度までは全国・群馬県を下回っていましたが、平成 29 年度に群馬県と同数、平成 30 年度にはどちらも上回りました。

■要支援･要介護認定率の状況

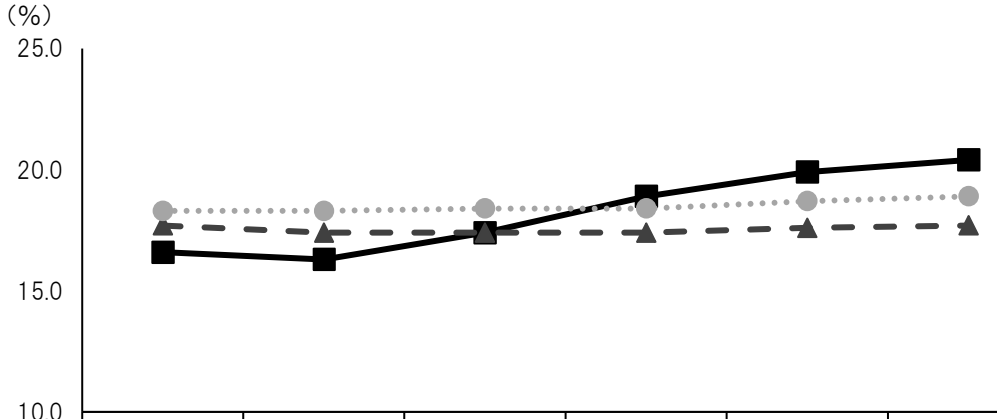

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
片品村	16.6	16.3	17.4	18.9	19.9	20.4
群馬県	17.7	17.4	17.4	17.4	17.6	17.7
全国	18.3	18.3	18.4	18.4	18.7	18.9

資料：見える化システム（平成 27 年度から平成 30 年度は年報、
令和元年度は3月末時点、令和2年度は9月末時点）

介護保険サービスの利用者割合を全国・群馬県と比較すると、施設サービスが全国・群馬県に比べて多くなっています。

■介護保険サービス利用者割合の状況

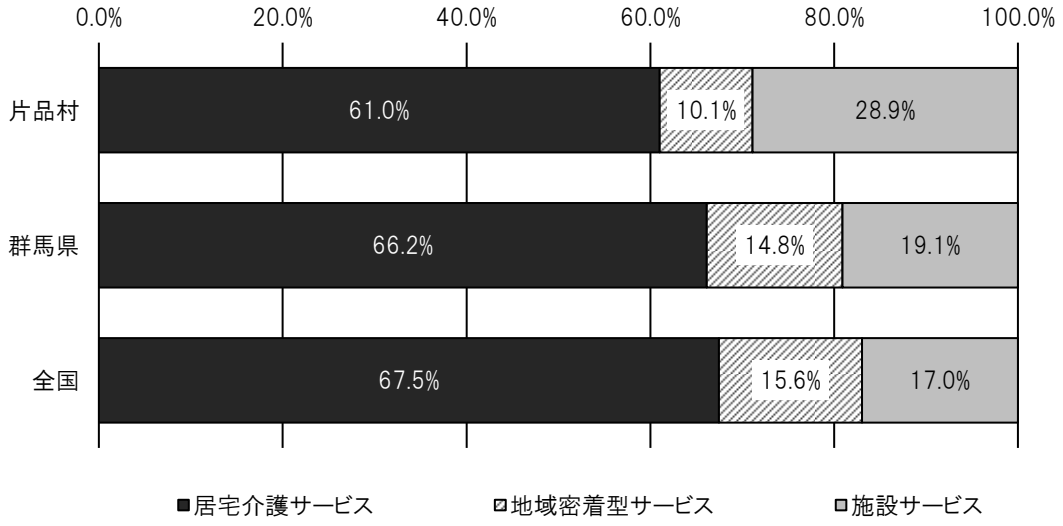

資料：介護保険事業報告（平成 30 年度年報）

介護保険サービスの給付費割合を全国・群馬県と比較すると、利用者割合と同様、施設サービスが全国・群馬県に比べて多くなっています。また、給付費全体の半数を施設サービスが占めています。

■介護保険サービス給付費割合の状況

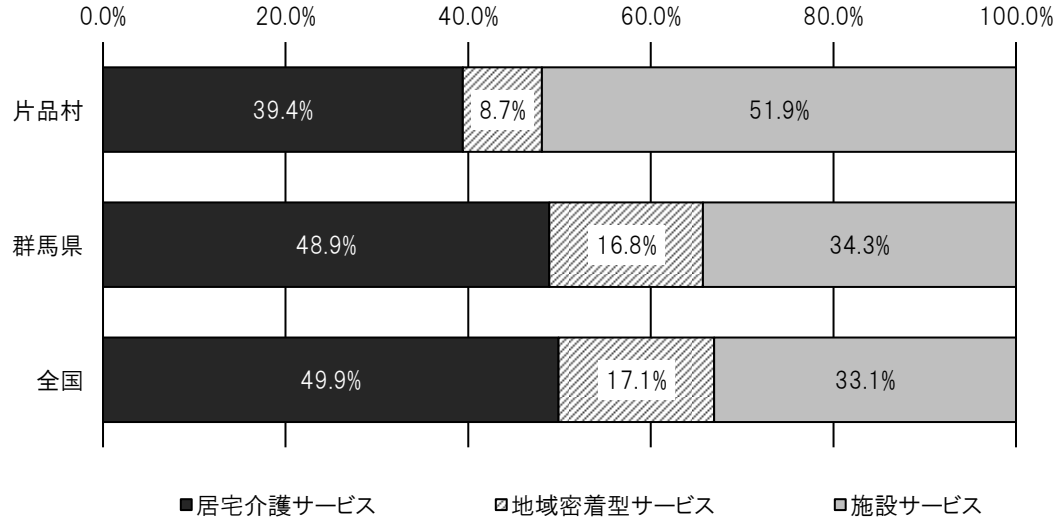

資料：介護保険事業報告（平成 30 年度年報）

3　高齢者の推計

（1）人口推計

人口の推計にあたっては、平成 27 年から令和２年の各年９月末現在の基本住民台帳を基に行いました。今後、総人口は減少となりますが 65 歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいとなり、本計画の最終年にあたる令和５年には 1,697 人、高齢化率が 42.1%になることが見込まれます。令和３年から令和５年にかけて 65～74 歳は減少し、75 歳以上は増加する見込みとなっています。

また、令和７年には総人口が 3,849 人、高齢者人口は 1,698 人、高齢化率は 44.1%となることが見込まれます。さらに長期的にみると、令和 22 年には総人口が 2,612 人、高齢者人口は 1,355 人、高齢化率は 51.9%と総人口の半数以上が高齢者になることが予想されます。

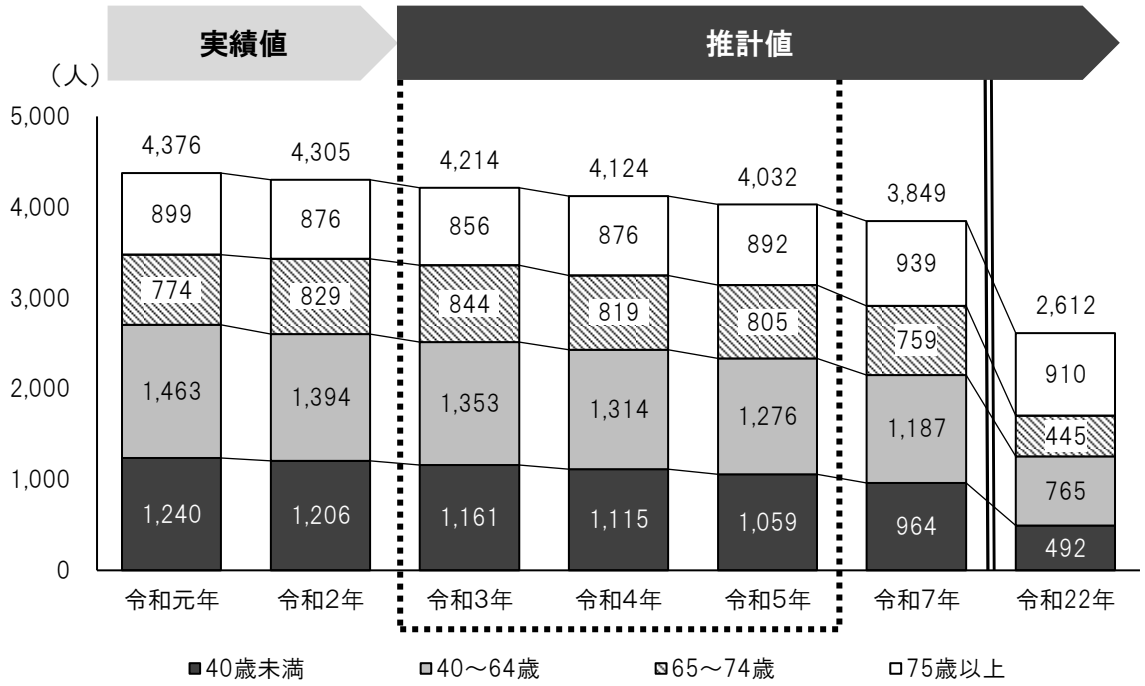

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	4,376	4,305	4,214	4,124	4,032	3,849	2,612
40歳未満	1,240	1,206	1,161	1,115	1,059	964	492
40～64歳	1,463	1,394	1,353	1,314	1,276	1,187	765
65歳以上	1,673	1,705	1,700	1,695	1,697	1,698	1,355
65～74歳	774	829	844	819	805	759	445
75歳以上	899	876	856	876	892	939	910
高齢化率	38.2%	39.6%	40.3%	41.1%	42.1%	44.1%	51.9%

（２）要支援・要介護認定者数の推計

要支援･要介護認定者数の推計にあたっては、見える化システムを基に行いました。今後、要支援・要介護認定者数は増加し、本計画の最終年にあたる令和５年には 359 人となることが見込まれます。

その後、要支援・要介護認定者数は減少し、令和７年には 353 人となることが見込まれます。さらに長期的にみると、令和 22 年には 329 人とさらに減少しますが、65 歳以上の人口が減少することもあり要支援・要介護認定率は増加することが予想されます。

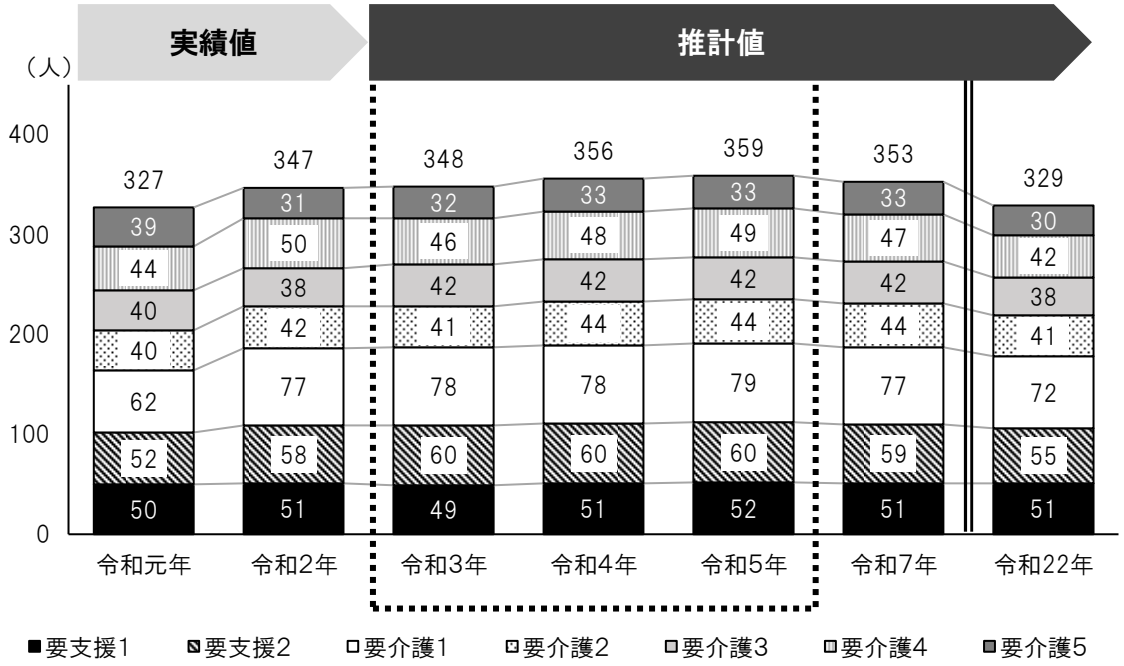

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
65歳以上人口	1,673	1,705	1,700	1,695	1,697	1,698	1,355
要支援･要介護認定者数	327	347	348	356	359	353	329
要支援･要介護認定率	19.5%	20.4%	20.5%	21.0%	21.2%	20.8%	24.3%
要支援1	50	51	49	51	52	51	51
要支援2	52	58	60	60	60	59	55
要介護1	62	77	78	78	79	77	72
要介護2	40	42	41	44	44	44	41
要介護3	40	38	42	42	42	42	38
要介護4	44	50	46	48	49	47	42
要介護5	39	31	32	33	33	33	30

４　アンケート調査結果

（１）調査概要

①調査の目的

本調査は、本村に住む住民の生活状況や健康状態、地域活動状況等を把握し、計画策定に係る基礎データを得るために実施しました。

②調査設計

調査地域	片品村内全域
調査対象	要介護認定を受けていない 65 歳以上の一般高齢者及び要支援認定者
調査期間	令和２年８月１日～８月 14 日
調査方法	郵送による配付・回収

③回収結果

調査対象者（配付数）	回収数	回収率
700 件	512 件	73.1%

④調査結果の見方

・グラフ中の n という表記は number of case の略であり、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。

・集計にあたって、小数点第２位以下を四捨五入しているため、単数回答であっても合計が 100.0%にならない場合があります。

・図中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判断が困難なものです。

・本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。

（２）調査結果

①アンケート回答者について

■性別

性別についてみると、「女性」が 53.7%と、「男性」の 45.3%を上回っています。

n=512

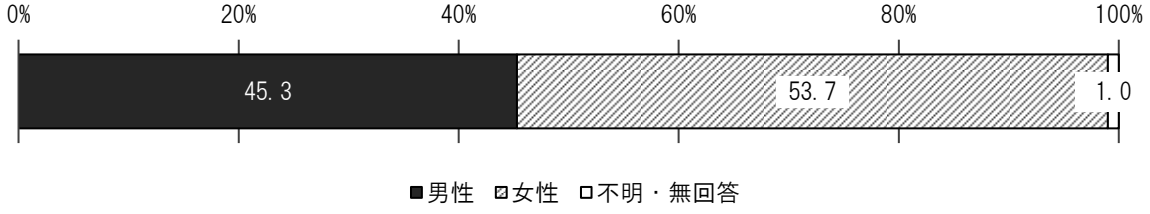

■年齢

年齢についてみると、「65～74 歳」が 55.7%と、「75 歳以上」の 44.0%を上回っています。

n=512

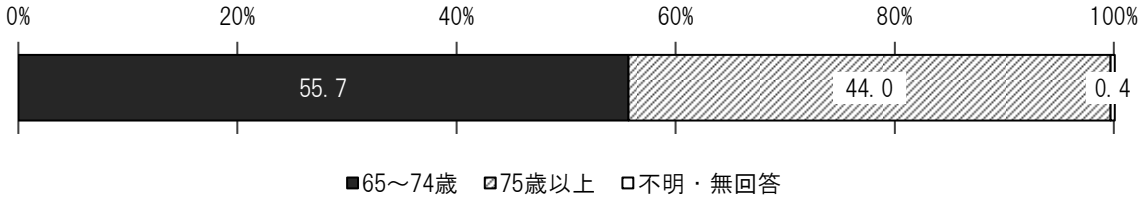

■家族構成

家族構成についてみると、「夫婦２人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 34.4%と最も多く、次いで「その他」が 20.9%、「息子・娘との２世帯」が 19.3%となっています。

n=512

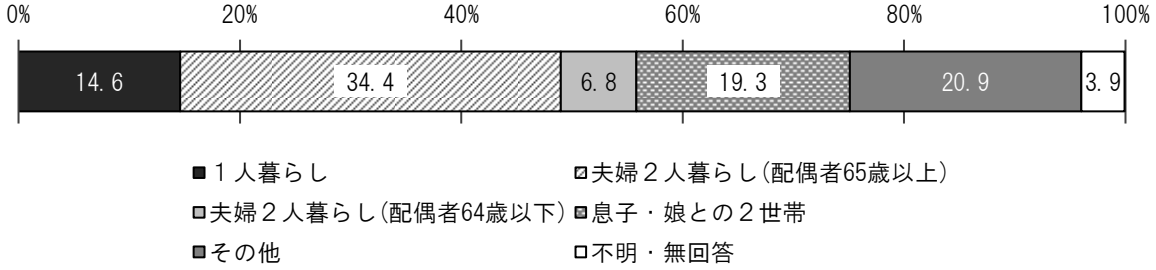

②健康状況について

■健康状態

現在の健康状態についてみると、「まあよい」が 65.6%と最も多く、次いで「あまりよくない」が 15.6%、「とてもよい」が 12.1%となっています。「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『よい』が７割を超えています。

n=512

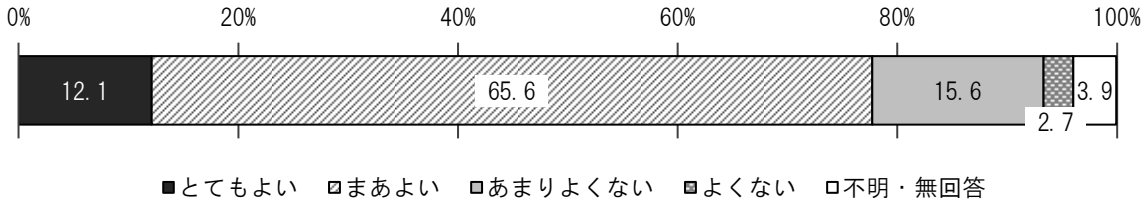

■転倒に対する不安

転倒に対する不安についてみると、「やや不安である」が 34.6%と最も多く、次いで「あまり不安でない」が 27.5%、「不安でない」が 22.5%となっています。「とても不安である」と「やや不安である」を合わせた『不安である』が４割を超えています。

n=512

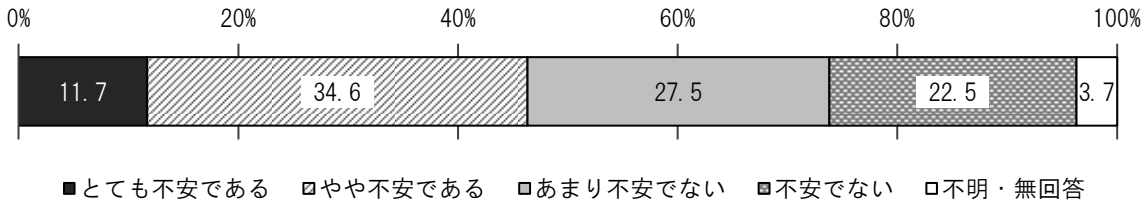

■介護･介助

介護・介助が必要かどうかについてみると、「介護・介助は必要ない」が 80.9%と最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 9.8%、「現在、何らかの介護を受けている」が 7.6%となっています。

n=512

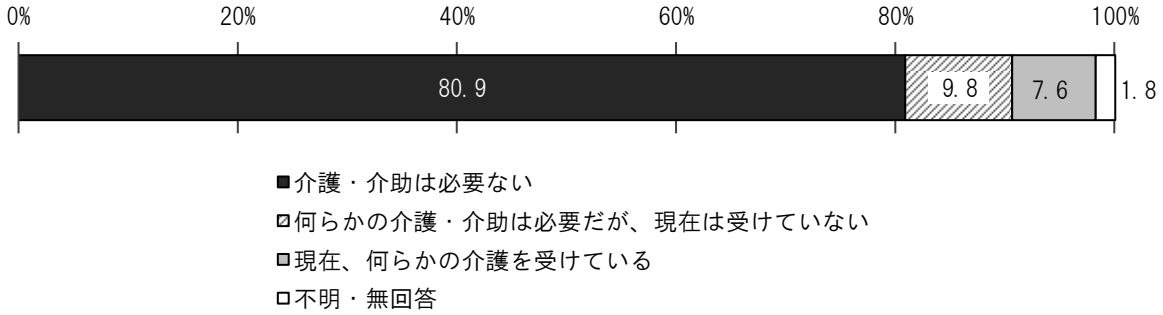

■主な介護･介助者

現在、何らかの介護を受けている方の主な介護・介助者についてみると、「配偶者(夫・妻)」「娘」が 33.3%と最も多く、次いで「息子」が 28.2%となっています。

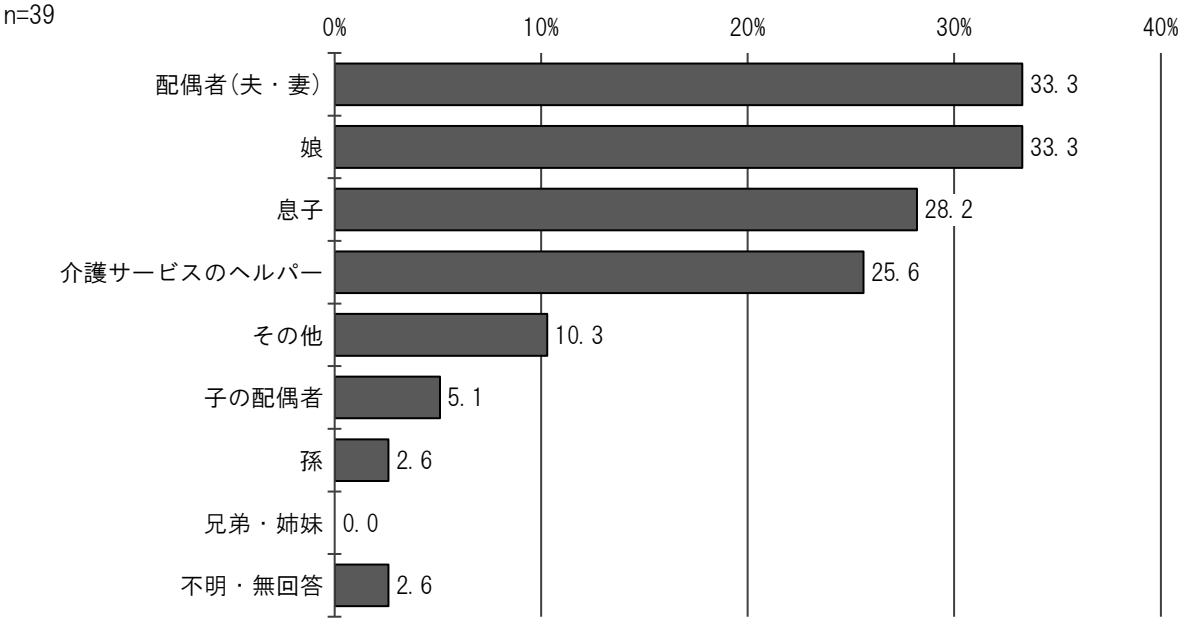

③相談相手について

■相談相手

心配事や愚痴を聞いてくれる人についてみると、「配偶者」が 49.2%と最も多く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 38.5%、「友人」が 36.9%となっています。

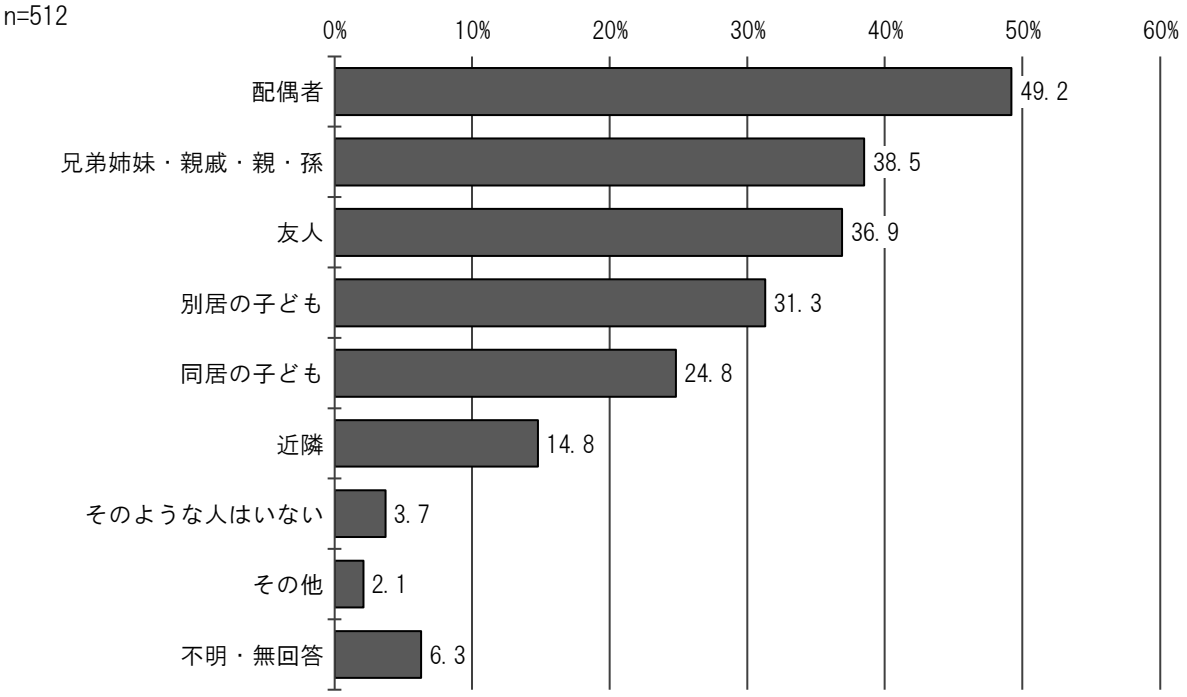

■家族や友人･知人以外の相談相手

家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手についてみると、「医師・歯科医師・看護師」が 30.9%と最も多く、次いで「そのような人はいない」が 29.9%、「地域包括支援センター・役場」が 20.3%となっています。

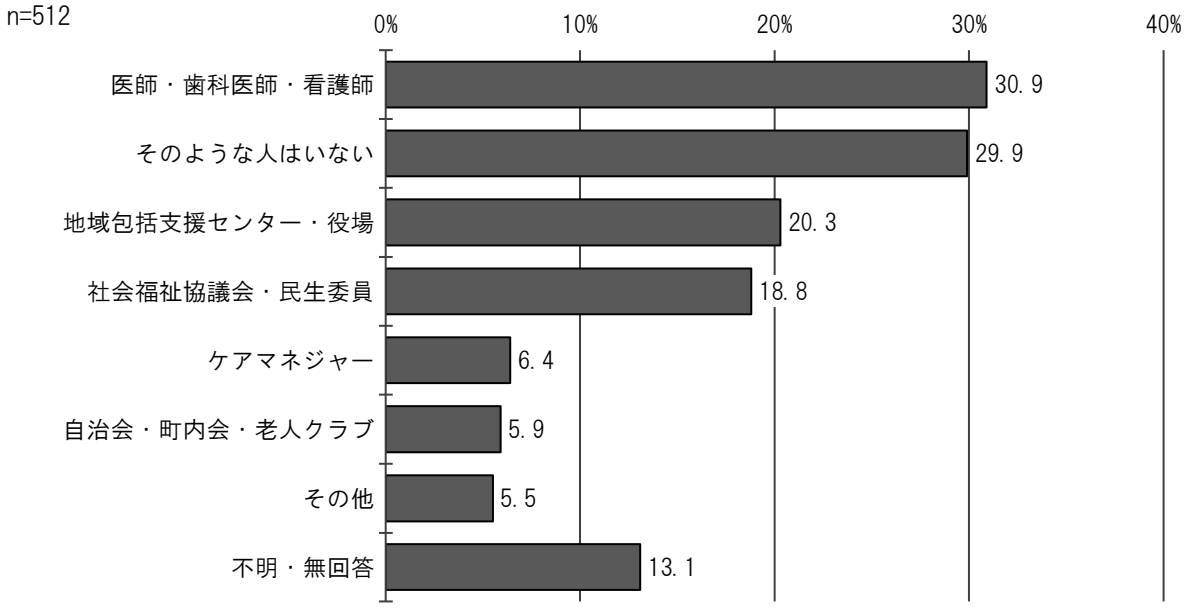

④外出の状況について

■外出の頻度

外出の頻度についてみると、「週１回」が 29.3%と最も多く、次いで「週２～４回」が 29.1%、「週５回以上」が 25.2%となっています。

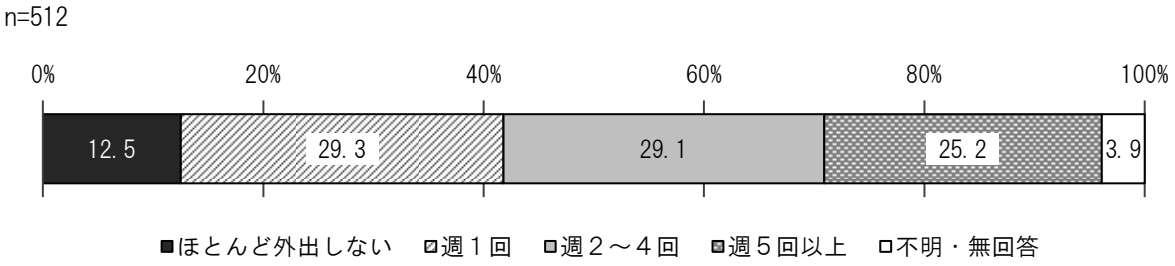

■外出の状況

外出を控えているかについてみると、「はい」が 51.2%と、「いいえ」の 48.0%を上回っています。

n=512

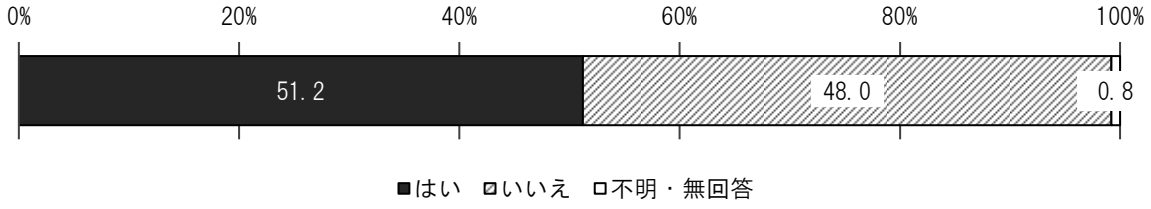

■外出を控えている理由

外出を控えている方の外出を控えている理由についてみると、「新型コロナウイルス感染予防のため」が 76.0%と最も多く、次いで「足腰などの痛み」が 20.6%、「外での楽しみがない」が 9.5%となっています。

n=262

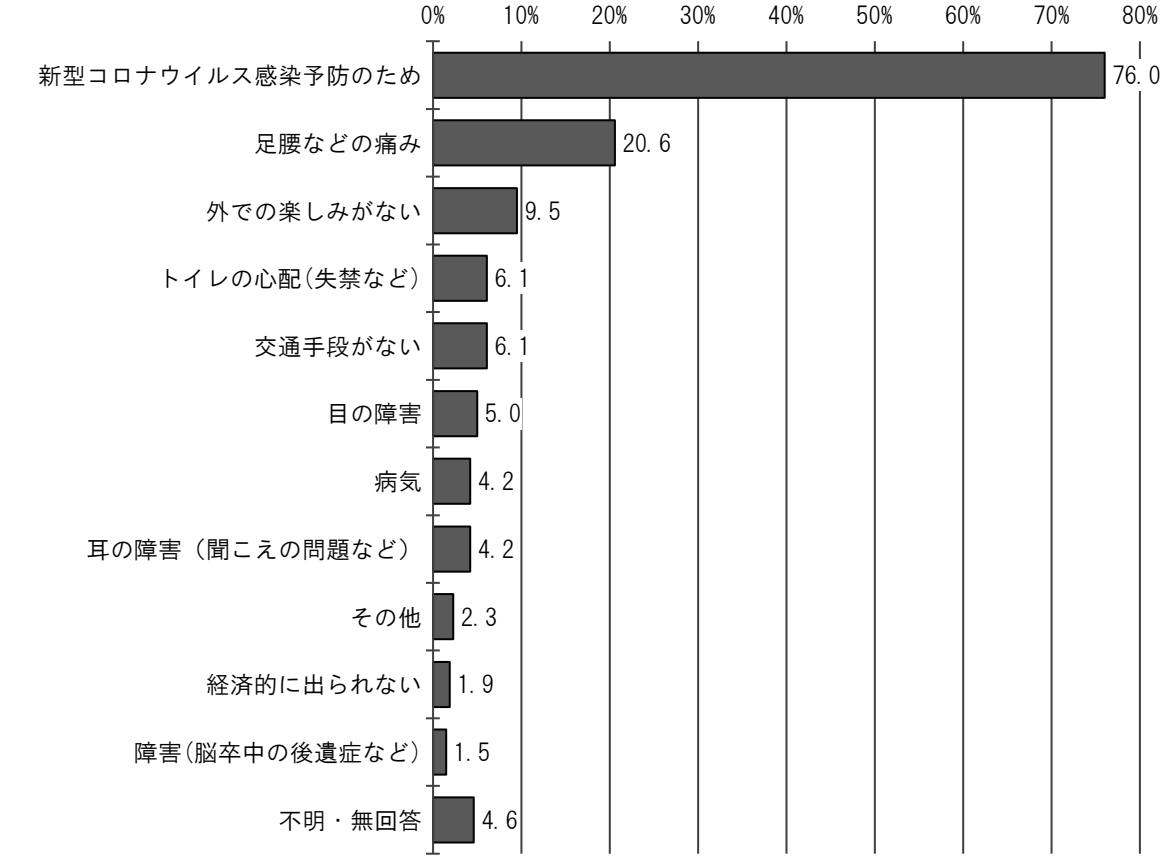

⑤生きがいづくり・社会参加について

■趣味

趣味についてみると、「趣味あり」が 63.7%と、「思いつかない」の 29.5%を上回っています。

n=512

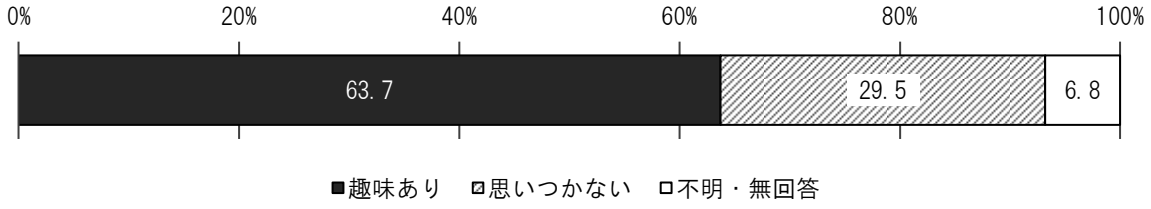

■生きがい

生きがいについてみると、「生きがいあり」が 60.0%と、「思いつかない」の 31.4%を上回っています。

n=512

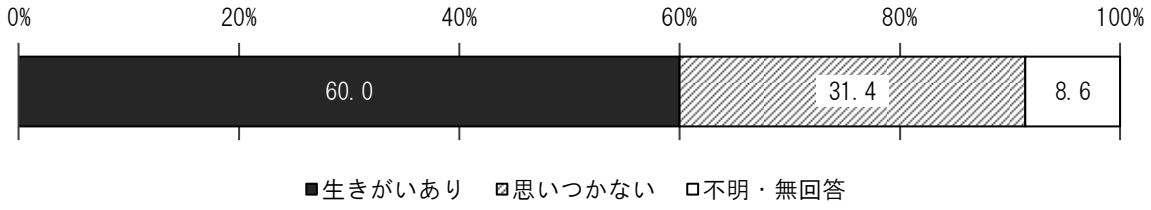

■地域づくりへの参加

地域づくりに参加者として参加してみたいかについてみると、「参加してもよい」が 45.1%と最も多く、次いで「参加したくない」が 32.6%、「是非参加したい」が 7.4%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が半数を占めています。

n=512

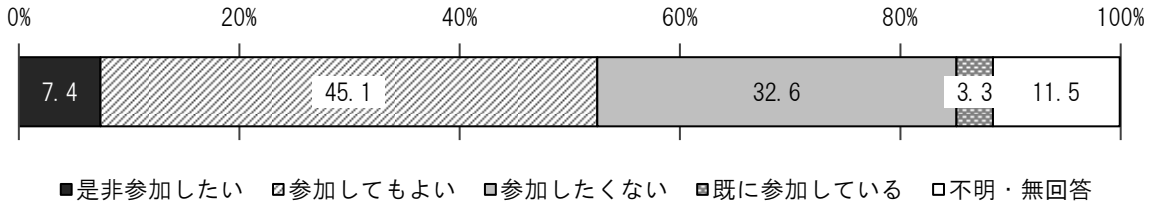

⑥認知症について

■物忘れ

物忘れが多いと感じるかについてみると、「はい」が 54.3%と、「いいえ」の 42.6%を上回っています。

n=512

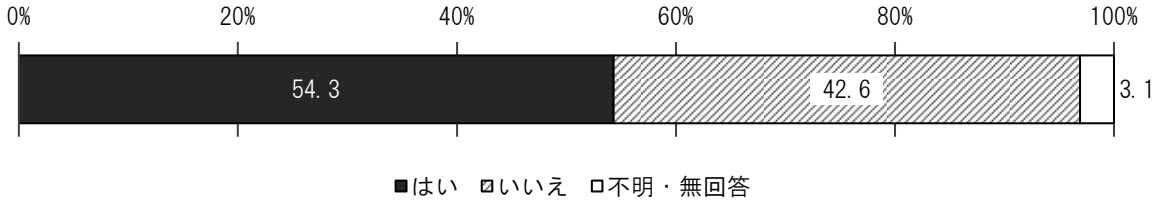

■認知症の症状

認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいるかについてみると、「いいえ」が 85.2%と、「はい」の 9.8%を上回っています。

n=512

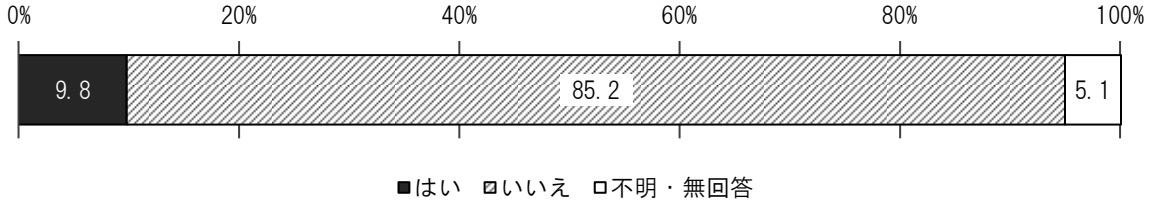

■認知症の相談窓口

認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、「いいえ」が 58.8%と、「はい」の 35.0%を上回っています。

n=512

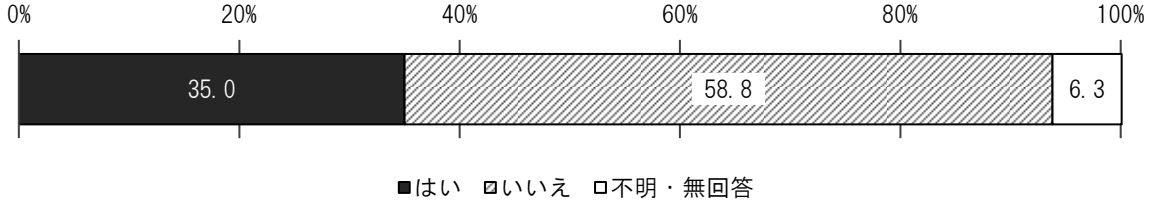

５　計画の策定に向けた課題

（１）社会参加の促進

高齢化が進行する中、高齢者が可能な限り健康を保持し介護が必要な状態にならないようにするためには、高齢者が生きがいや社会とのかかわりを持ち続けることが大切です。アンケート調査によると地域づくりに参加者として「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が半数を占めています。ボランティア活動・老人クラブ活動等の支援を継続し、多様な高齢者の生きがいづくりやニーズに対応する社会参加への支援が求められています。

（２）健康づくりの推進

アンケート調査によると、現在の健康状態として「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『よい』が７割を超えています。介護に至る前の健康増進のために、引き続き各種健康診査の受診率向上や生活習慣病予防・疾病予防の普及啓発を行う必要があります。また、高齢者自らが健康づくりに取り組めるような環境づくりも求められています。

（３）介護予防の推進

本村の要支援・要介護認定者数は近年増加傾向にあり、本計画期間中も増加が見込まれます。要支援・要介護認定者別にみると、令和２年で要介護１が１番多く全体の２割程度を占めています。また、平成 27 年から令和２年にかけて特に要支援１・２が増加しており、比較的軽度の方が多いことが分かります。重症化を防止するために、介護予防に関する活動の普及啓発に取り組むことが重要です。

（４）地域防災・感染症対策の推進

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域防災・感染症対策に係る体制整備が求められています。本村では災害時の自力避難が困難な方に対して、地域で安否確認ができるよう、安全安心マップを作成し地域で見守る体制づくりを進めてきました。引き続き災害要援護者の把握を行い、通常時・緊急時問わず迅速に手助けできる体制が求められています。また、防災や新型コロナウイルス等の感染症対策について普及啓発を図るとともに、発生時に備えた支援・応援体制について関係機関と連携しながら構築することが大切です。

（５）共生と予防による認知症対策の推進

国では認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すことを掲げています。アンケート調査によると物忘れが多いと感じると回答した方が半数を占めています。また、認知症に関する相談窓口を知らないと回答した方は６割程度となっています。認知症に対する理解促進と相談窓口の普及啓発を図るとともに、認知症の早期発見・早期診断に向けた体制整備の充実が求められています。

（６）連携強化による、地域包括ケアシステムの充実

国では令和７年以降の後期高齢者増加という重要課題を見据え、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。本村の高齢化率は一貫して増加し続けており、令和２年で 39.6%と全国・群馬県の平均を上回っています。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、引き続き、二次医療圏域との連携や地域包括支援センターの機能強化等、地域包括ケアシステムの深化・推進をしていくことが大切です。また、保健・医療・福祉関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援をすることが重要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

長い人生を意義のあるものとするためには、住み慣れた地域でライフスタイルに応じた生きがいを見出し、地域との交流を図りながら、健康でいきいきとした生活を送れることが重要です。

団塊の世代のすべてが 75 歳以上となる令和７年を見据えて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築のための方向性を継承しつつ、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための取り組みが必要となっています。

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、健康づくりや介護予防の視点で自らの生活を見直し、積極的に社会参加することが重要です。また、支援を必要とする方に対しては、支援者となることも重要となります。

さらに、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、在宅介護サービスを中心に質と量の双方の向上とともに、必要な方には施設サービスが提供できるような基盤整備も求められています。

第８期計画ではこうした点を踏まえ、来るべき令和７年に向けて第７期までの基本理念を継承し、積極的に取り組みを進めることとします。

２　基本目標

（１）高齢者施策の推進

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、一人ひとりに合わせた健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりと地域で見守る支援体制を推進します。

また、高齢者が地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と生きがいづくりを推進し、住民主体の活動が継続的に拡大していくような地域づくりを行います。

さらに、支援を必要とする方に対しては、実情に即した様々な高齢者福祉サービスを提供し、日常生活を支援します。

（２）地域支援事業の推進

要介護状態になることの予防及び要介護状態の軽減・悪化の防止と日常生活上の必要なサービスを提供することは、高齢者が地域で自立した日常生活を送るために必要な支援です。

介護予防・日常生活支援総合事業において、地域包括支援センターを中心に要介護状態のおそれのある高齢者の早期把握に努め、適切な介護予防ケアマネジメントにより介護予防事業に取り組みます。

また、住民主体で介護予防に向けた取り組みが行われるよう、介護予防に関する理解促進と活動支援を行います。

（３）地域包括ケア体制の推進

高齢者が一人ひとりの状態や生活状況に合ったサービスや支援を受けながら、家庭や住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括支援センターを中心に医療・介護・予防・住まい・生活支援の総合的な体制整備を図ります。

また、地域包括ケア体制の充実を図るため、ボランティア等の地域資源の活用、地域の医療機関や介護サービス提供事業者等の保健・医療・福祉関係機関との連携強化を図り、多様な関係主体とのネットワーク構築に努めます。

（４）介護保険制度の適正な運営

介護を必要とする高齢者が、必要なサービスを享受して安心した生活を送れるよう、介護保険サービスの需要量を把握し、十分な提供ができるよう近隣市町村と調整を行います。

また、受給者が真に必要とする介護保険サービスを安心して利用するために、事業者への適切な指導・助言を行い、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを支援します。さらに、一体的に取り組むことができるよう国保連や群馬県と連携することで、制度の適正な運営を図ります。

3　施策の体系

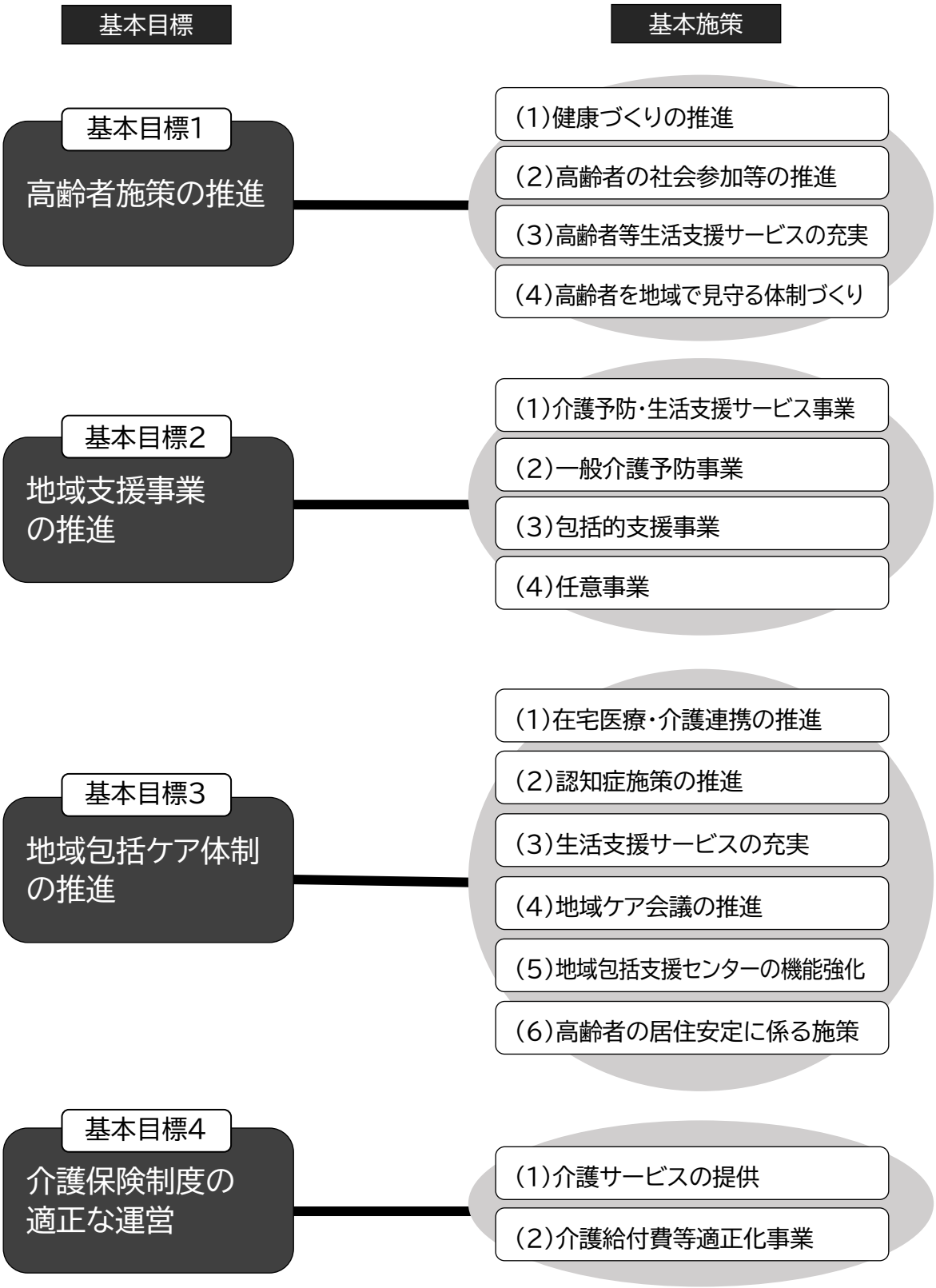
基本目標
基本施策
基本目標1
高齢者施策の推進
(1)健康づくりの推進
(2)高齢者の社会参加等の推進
(3)高齢者等生活支援サービスの充実
(4)高齢者を地域で見守る体制づくり
基本目標2
地域支援事業の推進
(1)介護予防・生活支援サービス事業
(2)一般介護予防事業
(3)包括的支援事業
(4)任意事業
基本目標3
地域包括ケア体制の推進
(1)在宅医療・介護連携の推進
(2)認知症施策の推進
(3)生活支援サービスの充実
(4)地域ケア会議の推進
(5)地域包括支援センターの機能強化
(6)高齢者の居住安定に係る施策
基本目標4
介護保険制度の適正な運営
(1)介護サービスの提供
(2)介護給付費等適正化事業

第４章　施策の展開

基本目標１　高齢者施策の推進

（１）健康づくりの推進

高齢者がいきいきとした生活を送るためには、生涯を通じた健康づくりが重要です。高齢者自身が積極的に健康づくりに取り組めるよう、各関係機関と連携して、健康診査及び各種検査の結果に基づいた指導や情報提供の機会の確保に努めます。

1. 各種健康診査の充実と受診率の向上

特定健康診査や各種がん検診について、受診しやすい体制を整備することにより、受診率向上に努めます。

また、検診機関における検査の精度管理を図るなど、検診体制の整備を進めます。

さらに、特定保健指導の意義について一層の普及・啓発を行うとともに、受診勧奨の徹底や未受診者へのアプローチを進め、受診率向上に努めます。

特定健診	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65～74歳の受診率（%）	50.5	57.8	53.8	57.0	59.0	60.0

2. 生活習慣病予防、疾病予防についての普及啓発

村民一人ひとりが、望ましい生活習慣を身に付けて生活習慣病を予防できるよう、関係機関が一体となって、健康増進に関する啓発や情報提供、指導を行います。

また、疾病予防・重症化防止のために、健診（検診）受診による疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

3. 感染症予防の推進

令和２年に流行した新型コロナウイルス感染症を踏まえ、感染症が発生したときでもサービスの提供が十分行えるよう、関係機関の連携体制の構築を行います。

また、感染症の予防・対応に関する正しい知識や認識を深めることができるよう、情報提供や研修等の実施に取り組みます。

（２）高齢者の社会参加等の推進

高齢者の社会参加を促進することは、高齢者の孤立を防ぎ、役割や生きがいづくり、健康増進につながります。老人クラブ、サロン、ボランティア等の住民活動やシルバー人材センターにおける就労支援を拡充し、人と人とが交流する機会を創出します。

4. 老人クラブ活動の支援

老人クラブの会員拡大や事業の活性化に向けた支援を充実します。

また、高齢者の相互支援活動や地域福祉活動がさらに促進されるよう、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。

老人クラブ	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数（人）	796	767	741	750	760	770

5. 高齢者の雇用・就労対策の推進

高齢者が持っている豊富な知識と経験を生かして積極的に地域で活躍できるよう、住民への周知や人材の確保対策を行うなど、シルバー人材センターの充実を支援します。

6. 高齢者の交流機会の確保と支援

ふれあいサロン及びふれあいミニサロンについて、社会福祉協議会や事業者等の協力を得ながら開催します。

また、高齢者の多様なニーズに合わせた活動支援の拡充や積極的な情報提供等を行い、参加を促進します。

7. ボランティア活動の支援

高齢者にかかわるボランティア活動を支援し、交流の機会・場づくりや社会参加を支援します。

8. 就労的活動支援コーディネーターの設置

就労的活動支援コーディネーターの配置を検討し、高齢者の就労機会の創出につなげます。

9. 世代間交流の推進

幼児教育、学校教育の段階から、老人クラブとの交流や福祉関連施設の訪問等、幅広く高齢者と接する機会を設け、情操教育の一環として進めていきます。

（３）高齢者等生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた場所で安心した暮らしができるよう、ヘルプサービスや火災報知器の設置、介護用ベッドの貸与等日常生活の支援を充実させます。

10. ヘルプサービス（日常援助）

介護保険対象外の概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で日常援助が必要な方の自宅で、日常生活の支援を行います。（週２回まで）

11. 火災報知器

概ね 65 歳以上の機器が必要と認められる、ひとり暮らし高齢者宅に火災報知器を設置します。

12. 介護用ベッド

概ね 65 歳以上のベッドが必要と認められる非課税世帯の高齢者へ、電動ベッドとマットレス・エアマット・防水シーツ等の付属品を貸与します。

13. 温泉保養事業

75 歳以上の高齢者等に温泉入浴券を発行し、保養の機会を提供します。

（４）高齢者を地域で見守る体制づくり

高齢者の安心した生活の確保に向けて、地域の民生委員・児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、住民が一体となって高齢者を見守る体制をつくることが大切です。ひとり暮らし高齢者や徘徊高齢者、要配慮者等の状況把握と関係機関との情報共有を行い、お互いに支え合うことができる地域づくりに努めます。

14. ひとり暮らし高齢者等把握事業

民生委員・児童委員の協力を得て、70 歳以上のひとり暮らし高齢者や要配慮者の把握を行います。

ひとり暮らしの高齢者	実績値			目標値		
	平成30 年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者数（人）	121	119	118	120	123	125

15. 緊急通報システム

疾患や日常生活に不安がある高齢者世帯に緊急通報システムを貸与することにより、安心した在宅生活を支援します。

16. 地域見守りネットワークの推進

近所の人たちが、地域で何かあった時に関係機関に連絡が入れられるよう、地域住民に対し地域のつながりを深める意識啓発を推進します。

また、安全安心マップ等を更新するなど、地域で見守る体制を整備します。

17. 徘徊高齢者への対応

認知症ＳＯＳネットワーク（認知症高齢者等事前登録制度）により、徘徊等で行方不明になるおそれがある高齢者の情報を関係機関と共有し、連携を強化します。

また、認知症高齢者等事前登録制度の周知を図るため、広報への掲載やサロン等での呼びかけを行います。

18. 災害要援護者支援事業

高齢者や障害者等、災害時の自力避難が困難な方に対して、地域で安否確認を行うことができるよう各行政区において、福祉関係者会議を開催し情報共有を行います。

19. 地域防災体制の推進

片品村防災マップ、避難訓練等を活用して、災害への備えや災害時の対応について普及啓発を行います。

また、自主防災組織や民生委員・児童委員を中心に、災害時に住民どうしが助け合うことができよう地域防災体制を推進します。

20. 福祉避難所の設置

一般の避難所での生活が困難な高齢者が安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉施設や医療機関等と連携して福祉避難所を設置します。

また、関係機関に物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を呼びかけ、災害時でも切れ目のない支援を行います。

基本目標２　地域支援事業の推進

（１）介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービスや通所型サービス等一人ひとりの状況に合わせた支援を行い、地域で自立した生活ができるよう継続して実施します。また、「いきいきくらぶ」の実施拡大や内容の充実を図り、介護予防の取り組みを推進します。

21. 訪問型サービス（訪問介護相当）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為（入浴、排せつ、食事・調理や掃除・洗濯等の家事）について、家族や地域との連携により必要な助言や見守り・介助を提供します。

訪問型サービス	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定事業所数（事業所）	5	5	5	5	5	5
利用者数（人）	8	15	14	15	15	15

※利用者数は３月利用分

22. 通所型サービス（通所介護相当）

寝たきりや虚弱、認知症等、日常生活で何らかの介護を必要とする要介護（要支援）認定者を日帰りの介護施設等で預かり、入浴・食事の提供や日常生活上の世話、機能訓練を提供します。

通所型サービス	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定事業所数（事業所）	3	4	4	4	4	4
利用者数（人）	21	23	27	28	28	28

※利用者数は３月利用分

23. 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

介護予防事業「いきいきくらぶ」において、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施します。

いきいきくらぶ	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	36	24	34	35	35	35
参加者数（人）	687	392	340	350	350	350

24. 介護予防ケアマネジメント

介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成します。

介護予防 ケアマネジメント	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 （見込み）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施件数（件）	15	16	19	20	22	24

（２）一般介護予防事業

高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態の軽減・重症化の防止のために、介護予防に関する住民主体の積極的な取り組みと参加を促します。また、専門職との連携を強化して介護予防の取り組みの機能強化を目指します。

25. 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及啓発するため、広報紙を活用した啓発やパンフレットの作成・配布等を行います。

また、各地域でリハビリ専門職及び保健師による体操教室等を実施します。

はつらつ 体操教室	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 （見込み）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施回数（回）	36	33	16	36	36	36
参加者数（人）	218	193	96	200	200	200

26. 地域介護予防活動支援事業

介護予防サポーター等、介護予防に関するボランティア組織の育成・支援等を実施します。

また、各地域での体操や運動を中心とした、自主的な介護予防の取り組みや積極的な参加を支援します。

通いの場	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 （見込み）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置数（箇所）	3	3	2	4	5	6
参加者数（人）	29	28	13	40	50	60

27. 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

28. 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、村民主体の通いの場等へリハビリ専門職を派遣し、専門的な助言・指導を実施します。

リハビリ専門職の派遣	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣回数（回）	0	0	2	3	3	3

（3）包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるよう、多様な日常生活支援の充実や権利擁護の推進を目指します。また、地域包括支援センターを中心に、地域における各関係機関と連携を強化して総合的な相談体制の充実を図ります。

29. 総合相談支援事業

高齢者からの相談に対し、どのような支援を必要としているかを把握・判断し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を行います。地域包括支援センターを中心とした地域における各関係者とのネットワークを構築し、高齢者の自立生活にかかわる総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

30. 介護予防支援･介護予防ケアマネジメント

高齢者の自立保持のため、身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、地域包括支援センター等において、高齢者自身が介護予防に主体的に取り組めるような支援を行います。

また、事業対象者の実態把握や介護予防事業参加へのはたらきかけ、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価等を行い要介護・要支援状態になることへの予防支援を行います。

31. 権利擁護事業

認知症高齢者や判断能力の不十分な方に、成年後見制度の利用支援や相談等の充実を図ります。

32. 包括的･継続的ケアマネジメント事業

主治医やケアマネジャー、地域の関係機関等との協働と連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行います。

（４）任意事業

介護を行う家族に対して介護の負担軽減を図る家族介護支援事業や、判断能力が不十分な方の権利擁護を目的とした成年後見制度利用支援事業等、地域の実情に合った支援を行います。

33. 家族介護支援事業

介護を行う当事者の家族に対し、適切な介護知識・技術の習得や身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護者教室を実施します。

また、介護者同士の悩みや相談を共有する場として、交流会の開催を検討します。

34. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る申し立てに要する経費、成年後見人等の報酬について助成するとともに、利用促進に向けた啓発活動や相談事業を実施します。

成年後見制度利用支援事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	1	0	2	3	4	5

35. 給食サービス

社会福祉協議会等への委託により、概ね 70 歳以上のひとり暮らし高齢者の希望者に毎週２回食事を提供し、健康の維持及び安否確認を行います。

給食サービス	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	26	30	39	40	42	44

基本目標３　地域包括ケア体制の推進

日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

本村においては地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案し、引き続き１圏域とします。

地域包括支援センター

①地域包括支援センターの位置づけ

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関として位置づけられています。本村では日常生活圏域が１圏域であることから、１センターを設置しています。なお、センターには、基準で定められた３職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）を配置しています。

②地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントや総合相談及び地域ケア体制の構築等を実施する包括的支援事業並びに村の指定を受けて行う介護予防支援業務を行っています。また、介護予防に関する普及啓発を行う事業、家族介護を支援する事業等、地域における高齢者の生活を総合的に支援するための中核機関として様々な事業を展開しています。

③地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターにおける事業の適切な運営と公平・中立性の確保を図っています。運営協議会は医療に従事する方、被保険者の代表、公益の代表者等によって構成されています。

（１）在宅医療・介護連携の推進

在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みづくりのため、村内だけでなく近隣市町村の医療・介護機関とネットワークを構築し、充実した提供体制を推進します。

36. 二次医療圏域･関係市町村との連携

ぬまたとね医療・介護連携相談室を中心に、二次医療圏域との連携を強化し、医療・介護提供体制の充実を図ります。

また、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症対応等様々な局面で在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の整備を図ります。

37 医療･介護現場における人材確保の推進

医療・介護人材の確保並びに定着に向けて、群馬県と連携しながら労働環境の整備や多様な人材の確保、業務の効率化等に取り組みます。

（２）認知症施策の推進

本村では平成 29 年に認知症初期集中支援チームを設置、平成 31 年に認知症ケアパスを作成し認知症施策を推進しています。広報や講演会、認知症ケアパス等を活用し、村民が認知症に対する正しい知識を身に付けることができるよう、普及啓発に努めます。また、認知症サポーターの育成を推進して、地域で認知症の方を見守り支えることができる体制づくりを行います。

38. 訪問による個別支援の実施

「認知症予防」「閉じこもり予防」「うつ予防」等の個別支援が必要な高齢者に対して訪問を行い、医療機関の受診や生活改善等の必要な支援につなげます。

39. 認知症ケアの普及･啓発

認知症の正しい理解、認識を図るため、地域包括支援センターが中心となって講演会等を開催し、認知症ケアの普及啓発活動を実施します。

40. 認知症ケアパスの推進

認知症の方やその家族が安心できるよう認知症ケアパスの活用を促進し、地域で支え合う仕組みを強化します。

41. 認知症の早期発見･早期診断の推進

認知症の早期発見・早期診断を行うため、認知症初期集中支援チームによる相談支援や地域住民の見守り活動を支援します。

また、認知症に関する相談窓口について村民の周知を図るよう、情報提供を積極的に行います。

42. 認知症サポーターの養成

一般住民、小中学生を対象に認知症サポーターの養成を行うとともに、認知症の正しい理解と認識を深めるなど、地域において支援や見守りができる体制を整備します。

認知症サポーター養成講座	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数（回）	3	3	2	3	3	3
参加者数（人）	175	107	55	150	160	170

43. 徘徊高齢者への対応【再掲】

認知症ＳＯＳネットワーク（認知症高齢者等事前登録制度）により、徘徊等の行方不明になるおそれがある高齢者の情報を関係機関と共有し、連携を強化させます。

また、認知症高齢者等事前登録制度の周知を図るため、広報への掲載やサロン等での呼びかけを行います。

44. 認知症カフェの実施

認知症当事者だけではなく、介護家族や専門職、地域の人々等が集まり、同じ状況の仲間がみんなで交流を行う場である認知症カフェを実施します。

また、認知症の方及びその家族の意見を把握し、当事者視点の取り組みを推進します。

ひだまりカフェ	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数（回）	1	11	8	12	12	12
参加者数（人）	10	63	39	84	96	108

45. 認知症バリアフリーの推進

日常生活や地域生活における様々な障壁を取り除き、認知症の方も含め、村民が暮らしやすいむらづくりを進めます。

（３）生活支援サービスの充実

生活支援サービスの提供に向けて、地域に不足するサービスの開発やサービスの担い手養成、活動する場の確保・調整を行うコーディネーターの配置を進めるとともに、協議体を設置し、多様な関係主体のネットワークを構築することが重要です。

本村では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、第１層の協議体や生活支援コーディネーターの機能強化に努めます。

生活支援サービスのさらなる充実に向けて、引き続き第２層の協議体の設置やボランティアの育成等を促進し、積極的な住民主体の活動を支援します。

■第１層・第２層協議体のイメージ

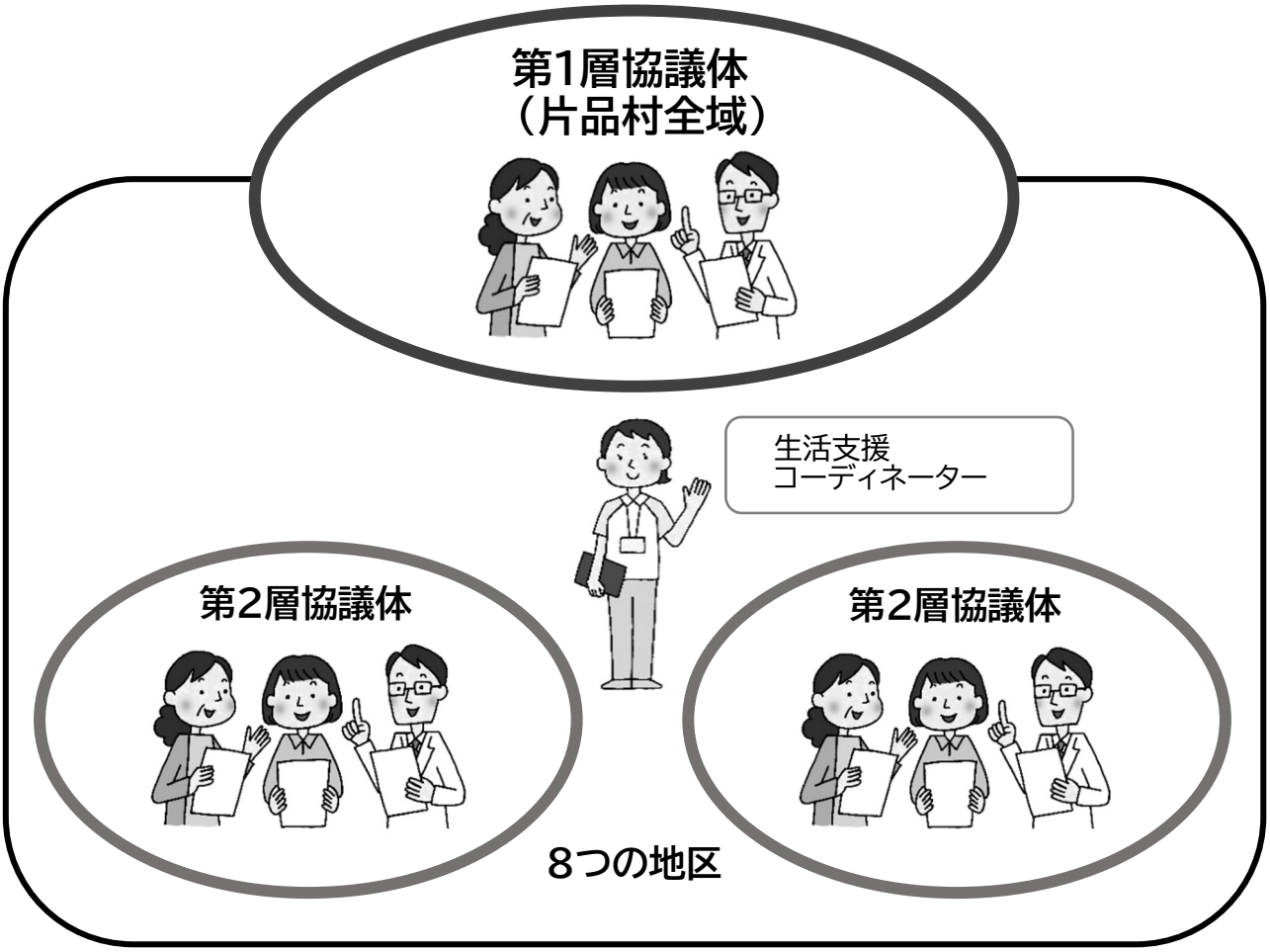

（４）地域ケア会議の推進

高齢者が、尊厳を保持しながらその人らしい生活が継続できるよう、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、保健・医療・福祉の関係者やサービス事業所、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、地域の関係者等が連携し、地域が抱える問題の共有と課題解決に向けた取り組みを行うことが必要です。

本村においては、地域ケア会議に準じた実務者会議を毎月開催しており、さらなる地域福祉の充実に向けて関係者との連携強化に努めます。

■地域ケア会議のイメージ

（５）地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者の生活全般を通じて、包括的にサービスが行き届くよう、地域支援体制を充実し、地域のネットワークの充実を図ることが重要です。

引き続き、１箇所設置している地域包括支援センターが地域のネットワークの核となり、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターと連携して、地域の状況に対し早期対応ができるよう、機能の強化を図ります。また、横断的な相談体制を整えて高齢者の暮らしを幅広く支援します。

（６）高齢者の居住安定に係る施策

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、住まいの安定的な確保が必要となっています。

本村では、尾瀬ハイツ（村営）を高齢者向け住宅として活用していますが、介護が必要な状態になっても、地域で安心して生活できるよう、高齢者に配慮した住宅環境の整備について検討します。

また、高齢者がサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅を利用できるよう、群馬県や近隣市町村との連携をより強化して情報の提供及び施設の活用を推進します。

■地域包括ケアシステムのイメージ

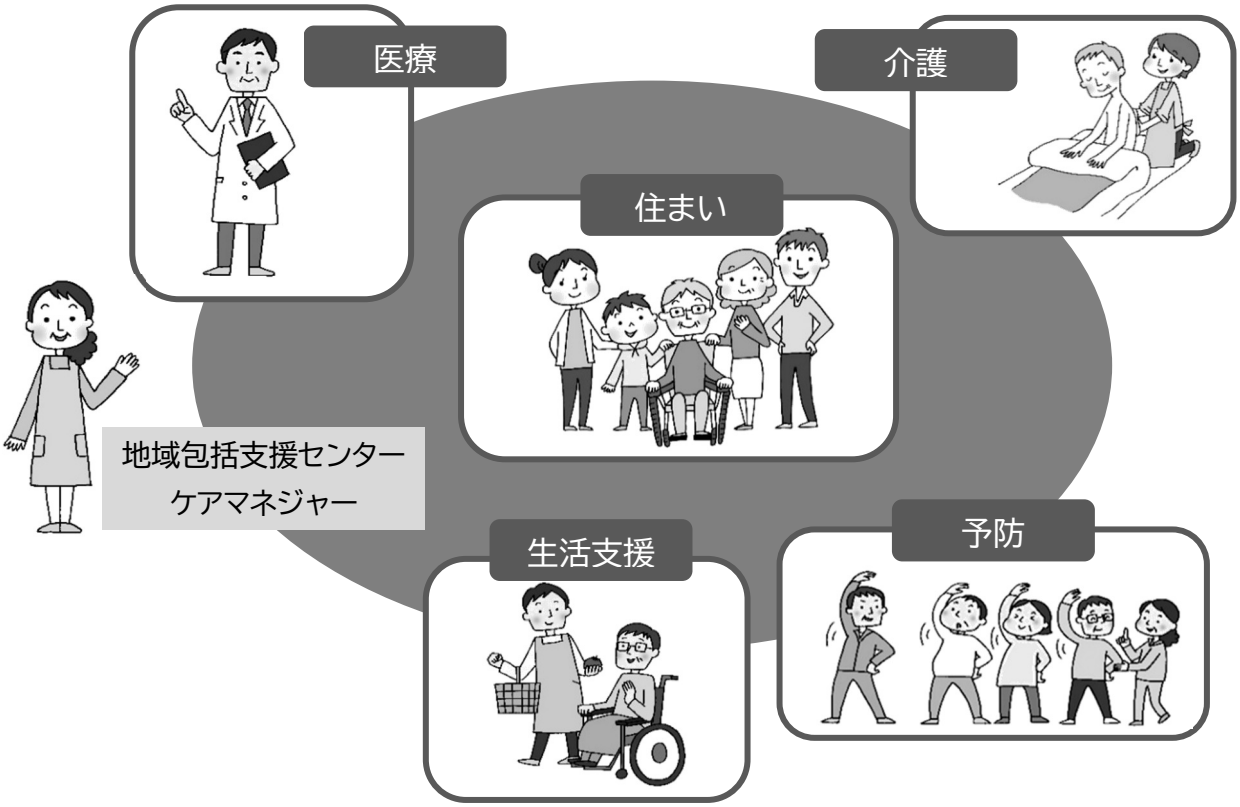

基本目標４　介護保険制度の適正な運営

（１）介護サービスの提供

高齢者の介護サービス需要の見込みに合わせて、過不足のない支援ができるよう、群馬県や近隣市町村による広域調整を踏まえ、サービス提供体制を整備します。また、利用者が安心して介護サービスを享受できるよう、介護サービス事業者と連携して、資質向上に努めます。

46. 居宅介護サービス

居宅で安心した生活ができるよう、訪問介護や通所介護等の生活支援を提供します。

47. 地域密着型サービス

身近な地域で暮らし続けられるよう、地域密着型通所介護や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等の生活支援を提供します。

48. 施設サービス

自宅での介護が困難な要介護認定者に居住の場を確保し、介護や医療等のサービスを提供します。

（２）介護給付費等適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、ニーズに合った適正なサービスを提供することで介護保険事業の円滑かつ適正な運営を図ります。主要５事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知）を実施し、地域資源を効果的・効率的に活用していきます。

49. 要介護認定の適正化

要介護認定の認定調査の内容について書面の全件点検をすることにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

50. ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に提出を求め、点検及び支援を行います。個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、ケアプランの質の向上を図ります。

51. 住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査

住宅改修申請時の書面点検及びケアマネジャーとの確認を行い、受給者の状態にあった住宅改修を実施し、事後の現地確認を行います。

福祉用具購入費支給申請時に書面点検及び事前訪問調査等を行い、受給者の身体の状況に応じて必要な福祉用具の購入・貸与を行います。

52. 縦覧点検･医療情報との突合

縦覧点検については、国保連合会適正化システムにより、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認します。提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数の点検を行い事業者に対して照会し、請求誤り等があれば過誤申し立てにより返還手続きを指導します。

医療情報との突合については、国保連合会適正システムにより、国民健康保険課等と連携し、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合します。給付日数や提供されたサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求を排除し適正な請求が図れるよう実施します。

53. 介護給付費通知

受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況について通知しています。受給者が自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求をします。

第５章　介護保険事業計画

１　居宅介護サービスの実施状況及び見込み量

（１）訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為（入浴、排せつ、食事・調理、掃除・洗濯等の家事）について、家族や地域との連携により必要な助言や見守り・介助を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問介護							
回数（回）	240	246	350	357	389	389	365
人数（人）	21	21	24	25	27	27	25

（２）訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

介護福祉士・看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問入浴介護							
回数（回）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問入浴介護							
回数（回）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

（３）訪問看護/介護予防訪問看護

看護師や保健師等が利用者の居宅を訪問して、医師の指示により療養上の世話や必要な医療処置、診察の補助を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問看護							
回数（回）	201	146	151	159	159	159	159
人数（人）	12	13	11	12	12	12	12
介護予防訪問看護							
回数（回）	36	23	39	39	39	39	39
人数（人）	6	4	4	4	4	4	4

（４）訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問リハビリテーション							
回数（回）	1	0	0	0	0	0	0
人数（人）	1	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション							
回数（回）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

（５）居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等といった医療に従事する方が居宅を訪問し、療養上の医学的な管理や指導を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅療養管理指導							
人数（人）	10	8	9	9	9	9	9
介護予防居宅療養管理指導							
人数（人）	1	1	0	0	0	0	0

（６）通所介護（デイサービス）

寝たきりや虚弱、認知症といった日常生活で何らかの介護を必要とする要介護（要支援）認定者を日帰りの介護施設等で預かり、入浴・食事の提供等日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

		実績値			目標値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通所介護								
	回数（回）	593	583	604	636	647	647	627
	人数（人）	50	49	62	65	66	66	64

（７）通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等に通い、当該施設において理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		実績値			目標値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通所リハビリテーション								
	回数（回）	106	145	148	148	148	148	148
	人数（人）	12	17	19	19	19	19	19
介護予防通所リハビリテーション								
	人数（人）	11	14	17	17	17	17	17

（８）短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護（要支援）認定者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練を受けるサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所生活介護							
日数(日)	240	289	606	480	480	480	480
人数(人)	16	17	24	21	21	21	21
介護予防短期入所生活介護							
日数(日)	7	5	0	7	7	7	7
人数(人)	2	1	0	1	1	1	1

（９）短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとで、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練を受けるサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所療養介護							
日数(日)	14	16	0	0	0	0	0
人数(人)	1	1	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護							
日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

（10）福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

要介護（要支援）認定者で居宅にて介護・支援を受ける方に対して、日常生活上の便宜を図るため、また、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
福祉用具貸与							
人数（人）	48	55	64	65	66	66	65
介護予防福祉用具貸与							
人数（人）	31	36	41	41	41	41	41

（11）特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費

要介護（要支援）認定者で居宅にて介護・支援を受ける方が、入浴または排せつ時に利用する用具等で、介護・介護予防に資する福祉用具を購入する支援を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定福祉用具購入費							
人数（人）	1	1	0	1	1	1	1
特定介護予防福祉用具購入費							
人数（人）	1	1	0	1	1	1	1

（12）住宅改修費/介護予防住宅改修費

在宅において、玄関や居室と廊下の段差解消、廊下やトイレへの手すりの取り付けといった住宅の改修をすることで、在宅での日常生活の自立を支援するサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
住宅改修費							
人数（人）	1	1	0	1	1	1	1
介護予防住宅改修費							
人数（人）	1	1	0	1	1	1	1

(13)特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している要支援（要介護）認定者について、計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定施設入居者生活介護							
人数(人)	14	11	16	16	16	16	16
介護予防特定施設入居者生活介護							
人数(人)	3	2	1	2	2	2	2

(14) 居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャーが居宅で介護を受けている要介護（要支援）認定者の心身の状況や希望等を踏まえてケアプランを作成し、介護サービスが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整を行うサービスです。

介護予防支援は、要支援者の状態に適したサービスが確実に提供されるように、地域包括支援センターと連携をとってケアプランを作成し、これを基本にサービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅介護支援							
人数(人)	99	106	121	121	125	125	122
介護予防支援							
人数(人)	41	46	53	52	53	53	52

※表内の回（日）数は１月当たりの数、人数は１月当たりの利用者数です。

２　地域密着型サービスの実施状況及び見込み量

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
定期巡回･随時対応型訪問介護看護							
人数（人）	1	1	0	1	1	1	1

（２）夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問または通報を受けて、要介護者の居宅で日常生活上の世話を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
夜間対応型訪問介護							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

（３）地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができるサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型通所介護							
回数（回）	154	93	12	12	12	12	12
人数（人）	16	10	1	1	1	1	1

（４）認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までの記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である方を対象に、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認知症対応型通所介護							
回数（回）	29	46	57	57	57	57	57
人数（人）	3	4	5	5	5	5	5
介護予防認知症対応型通所介護							
回数（回）	20	12	8	17	17	17	17
人数（人）	2	2	1	2	2	2	2

（５）小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者の居宅での世話、もしくは当該拠点に通うか短期間宿泊するなどして、日常生活上の世話を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
小規模多機能型居宅介護							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

（６）認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症状のある高齢者を対象に、グループホームで共同生活をしながら、食事、入浴等の日常生活上の世話等を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認知症対応型共同生活介護							
人数（人）	1	0	0	0	0	8	8
介護予防認知症対応型共同生活介護							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

（７）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 29 名以下で入居者が要介護者、その配偶者等に限定されている有料老人ホームに入居している要介護者に対して世話を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型特定施設入居者生活介護							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

（８）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者を対象に、日常生活上の世話を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
人数（人）	5	10	12	14	15	18	18

（９）看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合型事業所において組み合わせて提供するサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
看護小規模多機能型居宅介護							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

※表内の回数は１月当たりの数、人数は１月当たりの利用者数です。

３　施設サービスの実施状況及び見込み量

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護老人福祉施設							
人数（人）	59	54	47	52	54	54	53

（２）介護老人保健施設

入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護老人保健施設							
人数（人）	17	18	21	21	21	21	21

（３）介護医療院

平成 30 年度より医療療養病院と介護療養型医療施設の転換先として新設されたサービスです。地域包括ケアシステムの５要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設です。

	実績値			目標値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護医療院							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0

（４）介護療養型医療施設

入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスです。平成 29 年度末をもって廃止予定となっていましたが、令和５年度末まで転換期限が延長されています。

	実績値			目標値			
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 （見込み）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護療養型医療施設							
人数（人）	0	0	0	0	0	0	

※表内の人数は１月当たりの利用者数です。

４　見込み量確保のための方策

（１）居宅介護サービスの取り組み

居宅介護サービスについては、村内のサービス提供事業者が少なく、利用者のサービス選択に限りがある状態です。今後も高齢化の進行に伴い、要介護（要支援）認定者が増加することが想定されるため、利用者が適切にサービスを利用できるよう、既存の地域資源を有効に活用しつつ近隣市町村のサービス提供事業者との連携強化に努めます。

（２）施設整備の取り組み

住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援し、様々なニーズに対応するため認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備します。

令和5年度までに整備予定の施設	整備予定定員
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	18床 （2ユニット）

（３）地域支援事業の取り組み

既存の福祉事業者だけではなく、地域住民も含めた多様な主体によるサービスの提供についての検討を行い、要介護（要支援）認定者及び事業対象者が、地域において自立した生活ができるよう、支援体制の整備に努めます。

５　介護保険事業費の算定

（１）介護保険給付費の財源構成

介護保険事業の財源は、介護給付費が国 25.0%（施設の場合は 20.0%）、県 12.5%（施設の場合は 17.5%）、市町村が 12.5%で、全体の 50.0%が公費負担です。国の負担分のうち、5.0%程度を調整交付金として市町村の格差是正に充当します。残りの 50.0%が保険料で、うち第１号被保険者（65 歳以上）が 23.0%、第２号被保険者（40～64 歳）が 27.0%を負担します。

また、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業は、居宅等給付費の負担割合と同様となりますが、包括的支援事業と任意事業は、公費と第１号保険料が財源となります。

サービスの種別ごとに負担の内訳は異なりますが、いずれのサービスにおいても第１号被保険者負担分は 23.0%となっています。

■介護保険事業の財源の内訳

【介護給付費（居宅等）】

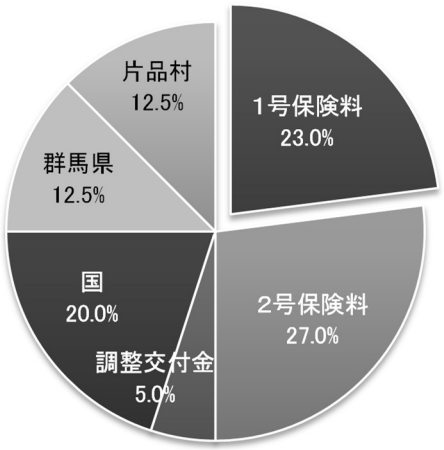

【介護給付費（施設）】

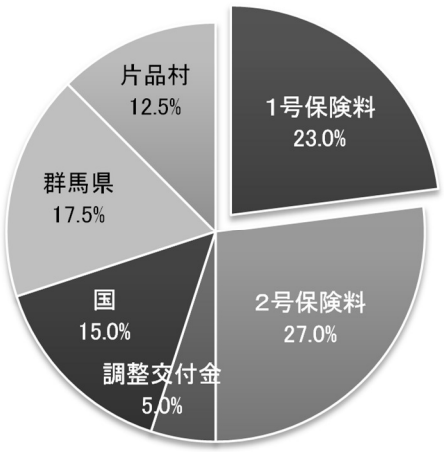

【地域支援事業（総合事業）】

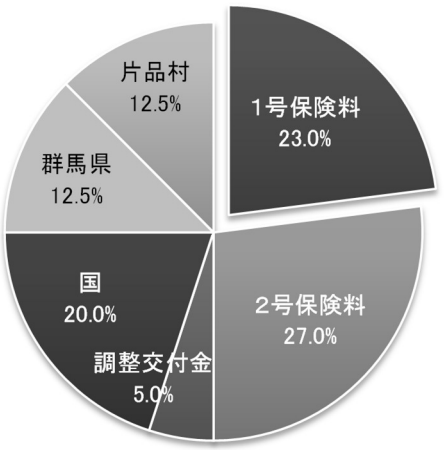

【地域支援事業（包括的・任意事業）】

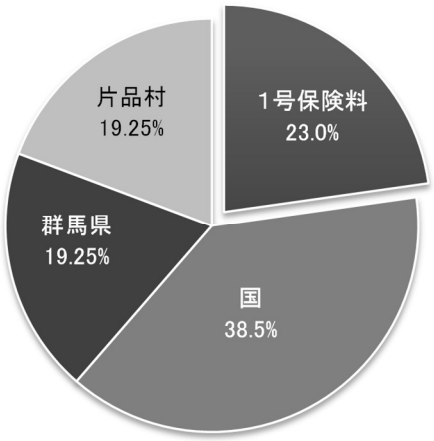

（２）給付額と保険料見込み額の推計

①　予防給付額の見込み

介護保険事業の予防給付に関する給付費の見込みは以下のようになります。

（単位：千円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
1 介護予防サービス					
(1)介護予防訪問介護					
(2)介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
(3)介護予防訪問看護	1,545	1,546	1,546	1,546	1,546
(4)介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
(5)介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
(6)介護予防通所介護					
(7)介護予防通所リハビリテーション	7,104	7,108	7,108	7,108	6,611
(8)介護予防短期入所生活介護	416	416	416	416	416
(9)介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
(10)介護予防福祉用具貸与	4,154	4,154	4,154	4,154	3,941
(11)特定介護予防福祉用具購入費	242	242	242	242	242
(12)介護予防住宅改修費	364	364	364	364	364
(13)介護予防特定施設入居者生活介護	2,457	2,459	2,459	2,459	2,459
(14)介護予防支援	2,813	2,868	2,868	2,814	2,705
2 地域密着型介護予防サービス					
(1)介護予防認知症対応型通所介護	1,707	1,708	1,708	1,708	1,708
(2)介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3)介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防サービスの総給付費（小計）→（Ⅰ）	20,802	20,865	20,865	20,811	19,992

※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

②　介護給付額の見込み

介護保険事業の介護給付に関する給付費の見込みは以下のようになります。

（単位：千円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
1 居宅サービス					
(1)訪問介護	13,488	14,711	14,711	13,819	12,604
(2)訪問入浴介護	0	0	0	0	0
(3)訪問看護	8,280	8,285	8,285	8,285	8,285
(4)訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
(5)居宅療養管理指導	647	647	647	647	595
(6)通所介護	58,221	59,374	59,374	57,353	50,308
(7)通所リハビリテーション	14,341	14,349	14,349	14,349	13,671
(8)短期入所生活介護	41,898	41,921	41,921	41,921	41,921
(9)短期入所療養介護	0	0	0	0	0
(10)福祉用具貸与	11,214	11,374	11,374	11,082	9,029
(11)特定福祉用具購入費	214	214	214	214	214
(12)住宅改修費	457	457	457	457	457
(13)特定施設入居者生活介護	37,318	37,339	37,339	37,339	37,339
(14)居宅介護支援	20,616	21,329	21,278	20,756	18,144
2 地域密着型サービス					
(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,404	1,405	1,405	1,405	1,405
(2)夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
(3)地域密着型通所介護	985	986	986	986	986
(4)認知症対応型通所介護	6,170	6,174	6,174	6,174	6,174
(5)小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(6)認知症対応型共同生活介護	0	0	24,380	24,380	24,380
(7)地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(8)地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	48,607	52,551	63,062	63,062	63,062
(9)看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
3 施設サービス					
(1)介護老人福祉施設	158,809	164,805	164,805	161,807	161,807
(2)介護老人保健施設	59,719	59,752	59,752	59,752	57,361
(3)介護医療院	0	0	0	0	0
(4)介護療養型医療施設	0	0	0		
介護サービスの総給付費（小計）→（Ⅱ）	482,388	495,673	530,513	523,788	507,742

※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

③　第８期計画における総給付費等の見込み

介護保険給付費等を算出した結果は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）	503,190	516,538	551,378	1,571,106
特定入所者介護サービス費等給付費 （財政影響額調整後）	26,919	25,286	25,297	77,502
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	12,137	12,041	12,041	36,219
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,520	1,520	1,520	4,560
算定対象審査支払手数料	380	380	380	1,140
標準給付費見込額（A）	544,146	555,765	590,616	1,690,527

※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

④　第８期計画における地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援事業、包括的支援事業、任意事業費を算出した結果は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
介護予防･日常生活支援総合事業費	20,576	20,958	21,374	62,908
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	18,561	18,561	18,561	55,684
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,933	7,423	7,573	21,929
地域支援事業費（B）	46,070	46,942	47,509	140,521

※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

⑤　第８期計画における介護保険事業費の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の合計は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
標準給付費見込額（A）	544,146	555,765	590,616	1,690,527
地域支援事業費（B）	46,070	46,942	47,509	140,521
介護保険事業費	590,217	602,708	638,124	1,831,049

※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

⑥　第８期計画における保険料収納必要額の見込み

第８期計画中に必要な保険料収納必要額の見込みは以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
標準給付費見込額(A)	544,146	555,765	590,616	1,690,527
地域支援事業費(B)	46,070	46,942	47,509	140,521
第1号被保険者負担分相当額(C) (A+B)×0.23	135,750	138,623	146,769	421,141
調整交付金相当額(D) (A+介護予防･日常生活支援総合事業費)×0.05	28,236	28,836	30,600	87,672
調整交付金見込交付割合(E)	8.07%	7.98%	7.52%	
調整交付金見込額(F) (A+介護予防･日常生活支援総合事業費)×(E)	45,573	46,023	46,022	137,618
準備基金取崩額(G)				3,750
保険料収納必要額 (C)+(D)-(F)-(G)				367,445

※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

保険料収納必要額÷保険料収納率÷所得段階別加入割合補正後被保険者数÷12（月額）

367,445 千円÷95.0%÷4,951 人÷12

標準月額
6,510 円

（３）保険料見込額

第８期（令和３年度～令和５年度）における第１号被保険者の介護保険料は、以下の考え方により設定しています。

① 第１号被保険者の月額保険料（基準額）を 6,510 円と設定します。
② 保険料算出に際して、第７期までの保険料余剰金を積み立てている介護保険給付費準備基金を取り崩して、保険料の財源に充当しています。
③ 第７段階以降の対象者が変更となっています。
　第７段階：合計所得金額が 120 万円以上 210 万円（第７期：200 万円）未満の方
　第８段階：合計所得金額が 210 万円以上 320 万円（第７期：300 万円）未満の方
　第９段階：合計所得金額が 320 万円（第７期：300 万円）以上の方

■所得段階別保険料

（単位：円）

所得段階	対象となる方	負担割合	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受けている方･老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方･本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	3,255	39,100
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.75	4,883	58,600
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	4,883	58,600
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	5,859	70,400
第5段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	6,510	78,200
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,812	93,800
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	8,463	101,600
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	9,765	117,200
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の方	1.70	11,067	132,900

第６章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

（１）高齢者保健福祉サービスの推進体制

地域のすべての住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のためには、地域包括支援センター、保健福祉課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、サービス事業者、ボランティア団体等の各関係機関が連携をとりながらそれぞれの事業を進めていくことが必要です。

そのために、地域包括支援センターが中心となり、保健福祉課がそれを支えながら各関係機関との連携を図り、サービスの効果的な運営を推進していきます。

（２）情報提供・苦情相談等に関して

高齢者が地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、保健・医療・福祉に関する制度やサービス、介護保険制度等に関する情報を、各関係機関の窓口及び民生委員・児童委員の訪問活動を通じて提供するとともに、広報やホームページ等多様な情報媒体を活用して、広く周知を図ります。

また、近年では、高齢者のニーズの多様化により、相談や苦情内容も複雑化しています。地域包括支援センターを中心に村の保健･福祉部門が協働し相談業務の強化を図るとともに、各種相談窓口の周知を図ります。さらに、サービス事業者と連携を強化し、利用者が安心できるようサービスの質の向上を目指します。

（３）人材の確保・育成

今後 75 歳以上の高齢者人口の増加が見込まれるため、介護サービスの需要拡大が予想されます。介護を必要とする人が適切に利用できるよう、群馬県と連携して「参入促進」「定着支援」「資質向上」の取り組みを実施し、総合的な介護人材確保対策を進めます。

また、地域包括ケアシステムの実現や家族介護者の負担軽減に向けて、地域での見守り体制やボランティア活動の推進が重要です。村民の地域福祉活動に対する興味関心を引き出し、積極的な参加を促進します。

２　計画の達成状況の評価・点検

本計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

本計画に定める各事業の実施状況については、毎年度進捗状況を把握し、片品村介護保険運営協議会に対して報告します。また、地域包括支援センター運営協議会に対し、地域包括支援センターにかかわる運営等に関して協議を図るとともに、地域密着型サービス委員会に対し、地域密着型サービスの指定等にかかわる運営等に関し協議を図ります。さらに、協議の場では、地域課題の分析を行い改善につなげるなど、ＰＤＣＡサイクルに基づき管理していきます。

３　介護サービス情報の公表に関する事項

介護サービスの利用者が事業者・施設を比較・検討して適切に選ぶことができるよう、原則としてすべての介護サービス事業者・施設のサービス内容や運営状況等利用者の選択に資する情報の公開を、群馬県と連携しながら進めます。

また、市町村が公表する、地域包括支援センター、生活支援等サービス等の情報については、地域の実情に応じて群馬県と連携しながら公表に努めます。

資料編

１　片品村介護保険運営協議会

（１）片品村介護保険運営協議会規則

平成 18 年 1 月 27 日規則第 1 号

片品村介護保険運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、片品村介護保険条例（平成 12 年条例第４号。以下「条例」という。）第２条に規定する片品村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　協議会は、介護保険事業の運営に関する重要事項につき村長の諮問等に応じて審議するほか必要があるときは、建議することができるものとする。

（委員の定数）

第３条　協議会の委員の定数は 15 名以内とし、次の各号に定める範囲内とする。

（１）　公益を代表する委員　４人

（２）　医療機関を代表する委員　４人

（３）　サービス事業者を代表する委員　３人

（４）　第１号被保険者を代表する委員　２人

（５）　第２号被保険者を代表する委員　２人

（委員の委嘱）

第４条　委員は、村長が委嘱する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、３年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　役職名をもって充てた委員は、その役職にある期間とする。

（会長等の職務）

第６条　協議会に会長及び副会長１名を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、協議会を代表し会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会が定める。

附　則

この規則は、平成 18 年２月１日から施行する。

（２）片品村介護保険運営協議会委員名簿

※敬称略

区 分	所　　属	氏　名	備　考
公益	片品村議会議長	星野　栄二	会長
	片品村議会副議長	千明　　勉	副会長
	片品村議会総務文教常任委員会委員長	鹿野　一郎	
	片品村議会総務文教常任委員会副委員長	狩野　孝夫	
医療機関	利根保健生活協同組合片品診療所	松井　直樹	
	医療法人星野医院	星野　仁夫	
	かまた歯科医院	星野　　晃	
	田村接骨院	田村　哲男	
事業者	社会福祉法人尾瀬長寿会	星野　恵美子	
	社会福祉法人片品村社会福祉協議会	吉野　耕治	
被保険者	第１号被保険者	星野　春男	
	第１号被保険者	金子　彦一	
	第２号被保険者	笠原　直子	
	第２号被保険者	萩原　里美	

２　用語解説

ア行

NPO

NonProfit Organization の省略形で「非営利組織」のことです。日本では、環境や福祉等に非営利活動を行う市民団体、あるいは公益法人の一部、ボランティア活動推進団体等を NPO と呼ぶことが一般的です。

カ行

介護保険制度

従来の税金を財源とした行政の措置を中心とする老人福祉制度と老人保健制度を再編成し、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により社会全体で介護を支える仕組みのことで、平成 12 年４月から始まりました。40 歳以上の方全員が被保険者となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき費用の一部（原則 10%）を支払って介護サービスを利用することができます。

機能訓練

損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練のことです。麻痺等により失われた機能の維持・回復を図る運動療法や機能的作業療法、日常生活動作訓練等があります。

緊急通報システム

日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等が、自宅で急病や災害があったときに、消防署や協力員に通報するシステムのことです。

ケアハウス

身体機能が低下し、独立して生活することに不安がある高齢者が入居する施設です。介護保険の「特定施設入居者生活介護」に指定されたケアハウスでは、ケアハウスで行われる日常生活の世話等のサービスも介護サービスとして扱われます。

ケアプラン

要介護認定を受けた被保険者に対して、介護サービスの提供を受けるために作成される、介護サービス計画のことをいいます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護認定を受けた利用者の状態等を考慮しながら各種介護サービスを組み合わせ、ケアプランを作成する専門職のことです。利用者がスムーズに介護サービスを利用できるよう、ケアマネジメントを行います。

健康寿命

病気やけが・寝たきり・認知症等の状態にならないで、元気でいきいきと暮らすことができる期間のことです。

高額医療合算介護サービス費（介護予防高額医療合算介護サービス費）

１年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、新たに設けられた医療・介護合算の自己負担限度額（年額）を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給されます。

高額介護サービス費（介護予防高額介護サービス費）

介護サービス利用者に対して、サービス費用の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分が保険給付から支給されます。

サ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者に安全な居住空間を確保し、介護や医療と連携したサービスを提供する賃貸住宅のことです。平成 23 年に高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）の改正により、サービス付き高齢者向け住宅登録制度が創設され、これまであった３つの高齢者向け賃貸住宅（高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅）が一本化されました。一般的な賃貸住宅よりも高齢者が住みやすく、借りやすいことが特徴となっています。

作業療法士

医師の指示のもと、身体または精神に障害のある方、またはそれが予測される方に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため手芸、工作、その他の作業を行わせる者をいいます。

自主防災組織

町会・町内会単位で、災害時(自然災害、火災、行方不明者捜索等)に備えて構成された住民による組織のことです。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられている民間団体で、地域における社会福祉事業やその他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、住民主体の地域福祉の推進を目的としています。通常「社協」と呼ばれています。

社会福祉士

身体上または精神上の障害がある方及び環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助等を行います。地域包括支援センターに配置される３職種のうちの１つで、他の職種と協力しながら地域包括ケアの実践にあたります。

主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）

地域包括支援センターにおいて、地域でのケアマネジャーのネットワークの構築、主治医とケアマネジャーの連携、支援困難事例等への指導・助言等の「包括的・継続的マネジメント」を担うケアマネジャーです。一定年数以上の実務経験と所定の研修等により資格が与えられます。

シルバー人材センター

定年退職者等の高年齢者に臨時や短期の軽易な就業やボランティア活動等様々な社会参加の機会を提供する、都道府県知事の許可を受けた公益法人のことです。

審査支払手数料

国民健康保険連合会に、介護サービス事業所から提出される介護給付費請求書の審査及び支払業務を委託しています。その審査支払事務に対して支払う手数料のことをいいます。

生活機能

日常生活動作（ADL）のことで、食事、排せつ、着脱衣、入浴、移動、寝起き等、日常の生活を送るために必要な基本動作すべてを指します。高齢者の身体活動能力や障害の程度をはかるための重要な指標となっています。

生活習慣病

食生活、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒等の生活習慣の影響を受けて発症したり、進行したりする病気の総称です。主な生活習慣病には、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧症、高脂血症、骨粗しょう症等があります。

成年後見制度

病気や障害等により十分な意思決定能力を持たない方について、第三者の関与を受けることで、その人の自己決定権を尊重しながら、障害の程度や残された能力に応じて法律上の権利を制限し、後見していく制度です。本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の３類型があります。

タ行

団塊の世代

昭和 22～24 年（1947～49 年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代のことで、他世代と比較して人数が多いことからこの呼び名が付いています。

地域支援事業費

市町村が保険給付（介護給付・予防給付）とは別に、被保険者が要介護状態になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。虚弱高齢者等を対象として介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能等を強化するものです。

地域包括ケアシステム

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域全体で支援していくシステムのことです。高齢者の居住環境を重視するとともに、日常生活圏域の範囲内で保健・医療・福祉等の関係機関・施設が有機的に連携を図り、各分野のサービスを効果的に提供できる環境づくりを目指しています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

特定健康診査・特定保健指導

平成 20 年度から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導です。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行います。

特定施設

介護保険法に規定された有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅です。これら特定施設は、施設基準を満たすことで、都道府県介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内で特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けられます。

ナ行

認知症

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいいます。

ハ行

被保険者

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方は、介護保険の第１号被保険者となります。原因にかかわらず、介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できます。市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者は、介護保険の第２号被保険者となります。特定の疾病が原因で介護や支援が必要と認定されたときのみサービスを利用できます。

マ行

民生委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方のことで、「児童委員」を兼ねています。

ヤ行

要介護状態

身体的または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、６か月にわたり継続して常時介護を要すると認められる状態で、要介護状態区分のいずれかに該当するものをいいます。要介護状態区分は、その介護の必要の程度に応じて次の５つの区分に分けられます。①要介護１（部分的介護を要する）、②要介護２（軽度の介護を要する）、③要介護３（中等度の介護を要する）、④要介護４（重度の介護を要する）、⑤要介護５（最重度の介護を要する）。

要支援状態

いつも介護が必要な状態ではないが、その軽減や悪化防止に役立つ支援を必要とする状態、あるいは日常生活を営むのに支援が必要な状態にあると認められる状態をいいます。

理学療法士

加齢による身体機能の低下、交通事故等により発生した身体機能障害、脳卒中での半身不随等様々な身体的障害のある方に対して、リハビリテーション医（時に歯科医師）の指示のもと、その基本的動作能力の回復を図るため治療体操やその他の運動を行わせるとともに、電気刺激、運動療法、温熱、その他の物理的手段を加える者をいいます。

片品村高齢者福祉計画
第８期片品村介護保険事業計画

発行年月：令和３年３月
発　　行：群馬県片品村
編　　集：片品村　保健福祉課
〒378-0498　群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967 番地 3
電話：0278-58-2115
ＦＡＸ：0278-58-2110
ＵＲＬ：https://www.vill.katashina.gunma.jp